

平成 30 年 12 月 5 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

1 2 月 5 日 ( 2 日 目 )

日程第 1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 ( 1 2 名 )

1 番	山 本 優 作	2 番	鈴 木 浩 二
3 番	片 山 陽 市	4 番	小 嶋 完 作
5 番	内 田 保	6 番	石 垣 菊 蔵
7 番	服 部 光 男	8 番	藤 井 満 久
9 番	吉 原 一 治	10 番	松 本 保
11 番	榎 戸 陵 友	12 番	石 黒 充 明

欠席議員 ( なし )

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	中 川 昌 一	総 務 課 長	大 岩 幹 治
検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁	防 災 安 全 課 長	内 田 純 慈
税 務 課 長	神 谷 和 伸	企 画 部 長	田 中 嘉 久
企 画 課 長	滝 本 功	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	鈴 木 良 一	建 設 課 長	鈴 木 淳 二
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	田 中 吉 郎	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	相 川 和 英	環 境 課 長	宮 地 廣 二
保 健 介 護 課 長	鈴 木 茂 夫	教 育 長	大 森 宏 隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	山 下 雅 弘	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 正 則

学 校 教 育 課  
指 導 主 事 蟹 江 敏 広

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 幹 大 久 保 美 保

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

1. 新学校給食センター建設に向けて問う。

9月27日・28日に文教厚生常任委員会並びに総務建設常任委員会の合同行政調査に行ってきました。兵庫県猪名川町では「安全で安心な給食センターについて」、京都府京丹後市では「公共交通施策の取り組みについて」がテーマでした。

猪名川町の学校給食は昭和30年代に小学校から始まっており、昭和42年には柏梨田地区でセンター方式の共同調理場を開設し、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより健康の保持増進や体力の向上に寄与するために、幼稚園から中学校までの完全給食を開始した。その後、住宅開発が進み、急速な児童・生徒数の増加により、昭和57年に現在の北田原に移設整備された。さらに、平成4年には3,000食規模の増築がなされたが、建設から30年以上経過し、老朽化が著しく、改善の必要が生じ、新たに改正され

た衛生管理基準に適合した新施設建設が望まれていたことから、リース方式により施設整備を行い、平成26年9月に完成した。

新施設は、衛生管理を徹底させるため、雑菌の繁殖を防止する床面に水を流さないドライシステム方式を導入し、食育の拠点として子どもたちが調理過程や食に関する学習のできる見学室兼研修室も整備されている。また、食物アレルギーを持つ子どもたちに対応するため、専用の調理室も設置し、アレルギー対応給食を実施している。屋上には自然豊かな環境を保全するよう配慮し、クリーンで大気汚染物質を発生させない20キロワットの太陽光発電パネルを設置し、環境負荷の軽減に努めている。さらに、「子どもたちがよろこぶおいしい給食」をスローガンに、地域と連携して地元産の米や野菜を使用する地産地消を目指し、安全で安心な給食の提供に取り組んでいる。

そのほかにも、この施設の特徴として、作業区域の衛生面を考慮し、障壁により汚染区域と非汚染区域を明確化していることや、作業効率の向上のためワンウエー方式により工程の導線を一方通行で調理していることなどが上げられる。

上記の事例以外にも幾つかの取り組みがあった。

現在、本町の学校給食センターは、既に耐用年数が経過し、建設検討委員会が立ち上げられ、新施設の建設に向けて整備基本計画が策定されました。今回の行政調査を経て、いま一度、先進的な事例や事案などを参考に考察してみる価値があると考えます。

そこで、この基本計画の確認と課題について、以下の質問をさせていただきます。

まず1. 基本計画について。

(1) 児童・生徒数が減少する傾向にあるが、調理の基本食数はどのぐらいと考えているか。また最大調理能力はどうか。

(2) 施設の規模として、建築面積及び敷地面積はどのぐらいと想定しているか。

(3) 整備手法は従来方式なのか、それとも調理業務や配送業務等を民間委託する外部委託方式なのか。

(4) 建設候補地はどこに決定したのか。

(5) 学校給食における食物アレルギー対応について、どのように考えているか。また本町の児童・生徒の中に何人いるか。

(6) 食中毒の発生要因の減少に向けて衛生管理を徹底させるため、床面に水を流さないドライシステム方式の導入を考えているか。

(7) 調理場において、障壁により汚染作業区域と非汚染区域を明確に区画・区分する

計画か。

(8) 学校給食センターの災害時の対応、あるいは役割をどのように考えているか。

次に、2. 基本設計・実施設計に向けて。

(1) 事業費（工事費）はどのぐらいか。

(2) 今までの機器の更新については改築後も使用するということで行ってきたが、今後、機器の更新についてはどう考えているか。

(3) 食器や食具は新規購入を考えているか。

(4) 備品購入費（工事費以外）についてはどのぐらいか。

(5) 国の補助制度はあるのか。また、どのように考えているか。

(6) 太陽光発電において年間約100万円の売電価格があると聞くが、本町でも計画しているのか。なければ検討してはどうか。

(7) 猪名川町では旧施設用地を一体的に駐車場として活用しており、災害時には仮設住宅が80戸建設可能としている。本町の旧施設の跡地利用はどのように考えているか。

(8) 2021年9月、稼働開始を前提に計画を進めているが、機器の移動、新調理場での調理・配送を完全に行うためには、今の給食センターでの業務はいつまでと考えているか。

(9) 排出される生ごみなど、ごみの減量化、再資源化について何か対策を考えているか。

以上で壇上での質問は終わります。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、御質問1-(1)児童・生徒数が減少する傾向にあるが、調理の基本食数はどれぐらいと考えているか。また最大調理能力はどうかにつきまして答弁させていただきます。

本基本計画における学校給食センターの稼働目標年を2021年9月としています。稼働時の児童・生徒数は、出生数をもとに1,037人と見込んでおり、以後、児童・生徒数は増加することなく減少していくと推定されます。

基本食数や最大調理能力は、新学校給食センター稼働後のピークの食数を調理できる

よう配慮して定めなければなりません。そのため、この年の児童・生徒数に教職員数等を加えた1,200食を調理の基本食数としています。

次に、最大調理能力につきましては、調理器具のトラブル等への余力を考慮して、基本食数より余裕を見た調理能力の施設とすることが一般的です。加えまして、本町の場合、篠島・日間賀島の小・中学校へはカーフェリーを利用して学校給食を配送しておりますが、フェリーの出港時刻が日間賀島行きが午前10時50分であるため、調理作業を午前10時を目安に終えなければなりません。そのため、調理釜での調理を例にとりますと、先に両島4校分約330食を優先して1つの調理釜で調理を行います。残りの7校につきましては、配送時間の差により3校分約430食と、4校分約440食の2回に分けてそれぞれ1つの調理釜で調理をするため、全部で調理作業は3回に分けて計1,200食の調理を行います。

1つの調理釜の調理能力は、作業効率を考え500食が可能なものの購入を検討しております。また、調理釜につきましては衛生管理上、使い回しはしないものとしておりますので、1,200食の調理食数でありましても1,500食の調理能力のある調理釜が必要となります。

新学校給食センターの整備では、調理設備機器や配送・人員体制など給食業務の確認・見直しを行う予定としていますが、300食の余裕食数を見込んだ1日1,500食を新学校給食センターの最大調理能力としています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

最大が1,500食、基本食数は1,200食ということでございます。

続きまして、あとそれより3年後、平成36年にはどのぐらいになりますか。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

平成36年度の児童・生徒数の見込みは912人となっております。教職員等の数を含めますと1,100人余りというふうになりますが、当然、新施設稼働時では、先ほどの答え

のように1,200食と見込まれますので、余裕食数を見た1,500食という最大調理能力の施設を計画しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

平成36年には912人ということで、約1,200食が最大ということでございます。

これは今後、ずうっと減っていくというふうに見てよろしいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

先ほども申しましたように、現在の出生数をもとに見込みをしております。2021年、こちらをピークにして、今後、児童・生徒数については減少していくと推定しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今後ずんずん減っていくということを確認いたしました。

猪名川町では幼稚園から中学校までの完全給食を実施していますが、本町では検討をされましたでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

本町におきまして、保育所と学校給食センターの調理を同じ給食センターで実施してはどうかということの検討ということでございます。

こちらにつきましては、現在、保育所のほうにつきましては各保育所の中で調理を行っている方式であります。これにつきましては、保育所というところで一般の給食に加えまして、さらに細かく調理をしたりということで、2度細かな対応ということを実施

しております。学校給食センターで実施することになりますと、基本は同じ調理したものを提供することになると考えておりますので、そちらについては難しいのではないかと  
いうことに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

一括であれば大変経費の節減になるのではないかなと思うわけですがございますけれども、  
また考えてください。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-2、施設の規模として建築面積及び敷地面積はどのぐらいと想定している  
かにつきまして答弁させていただきます。

今回想定している食数は、1日当たり1,500食というのが調理可能食数であります。  
この食数から、有識者や厨房・建築の専門家等で構成される電化厨房フォーラム21の学  
校部会というところで作成されました「学校給食施設計画の手引き」を参考に、約  
1,000平方メートルの建築面積、2,900平方メートル以上の敷地面積が必要と想定してい  
ます。今後、具体的に施設設備の調理能力や機能について検討を行い、現地調査や基本  
設計・実施設計において精査して決定するものとしています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ちなみに、今は1,000人から2,000人の食数ということですがけれども、500人から1,000  
人の建築面積と敷地面積というのはどのぐらいになりますか。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

500人から1,000人という児童・生徒の規模から言いますと、参考としました書籍、資料から、建築面積は680平米、それから必要な敷地面積は1,950平米というふうに規定をされております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほどのと比べますと、約6割ぐらいの、66%ぐらいのもので建つということになります。大きな規模の施設をつくるばかりではなくて、今からの時代に合った規模のものをつくってもいいのではないかなと少し感じます。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-3、整備手法は従来方式なのか、それとも調理業務や配送業務等を民間委託する外部委託方式なのかにつきまして答弁させていただきます。

整備手法につきましては、設計業務、建築業務をそれぞれ業者と契約を締結し、建物を建設後、調理業務を直営で行う従来方式、建物の建設までは同じ方法で行いますが、調理業務や配送業務を民間委託する外部委託方式、また、特に建設の段階から民間の手法を活用する手法として、建設業務をリース会社と一括契約するリース方式及びPFI事業者と業務一括契約を行うPFI方式が考えられます。それぞれの方式を比較検討した結果、従来方式を選定いたしました。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

整備手法においては、従来方式ということでございますけれども、調理業務や配送業務等を民間委託する外部委託方式にしてはどうでしょうか。維持管理・運営の面でコスト削減が見込まれると思います。

また現在、武豊町、知多市、阿久比町ではこの方法で行われております。また一度考

えてください。

4番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-4、建設候補地はどこに決定したのかにつきまして答弁させていただきます。

建設候補地につきましては、町有地など3カ所を比較検討いたしました。その結果、配送条件や給排水施設等インフラの整備状況、周辺環境、建設費用見込みなどから総合的に判断し、町有地である豊丘むくろじ会館自由ひろば及び旧豊浦保育所跡地を適地として建設予定地を決定いたしました。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

建設地を決定されました。今お話のあった給水工事とか排水工事というのは、どのぐらいほかのところと比べ、安くなるものですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

給排水設備につきましてですが、比較をいたしましたほかの候補地につきましては、現在、給排水設備についてはございません。そちらについての工事費につきましては概算での見込みについては出しておりません。今回建設候補地と決定いたしました豊丘のむくろじ会館の自由ひろば及び旧豊浦保育所につきましては、以前町の公共施設として使用しておりました実績がありますので、そちらにつきましては給排水設備が整っておりますので、ただ口径ですとか大きさについては若干改修の必要があるとは思いますが、新たに本管から引いてくる必要がないという判断であります。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

以前いただいた資料の中には、給水工事として4,554万円、排水工事として1,536万円少なくなると、合わせて約6,000万円ぐらい少なくなるといふ、ここに資料がありますがけれども、そのぐらいになると思います。

それで、あと次に行きますけど、そのほかにも道路の整備工事とか解体工事とかいろいろあるわけがございますけれども、お金が少なくて済むということだと思います。

それから配送計画について、この候補地のことでお伺いします。

学校給食衛生管理基準では、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるように努めることとありますが、この建設予定地では可能ですか。距離的には候補地の一つの旧新運動公園のほうが配送時間も短いと思いますが、どうですか。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

新しい建設予定地につきましては、現給食センターの施設よりも多少距離が長くなるという位置でございます。最大でも20分程度の延長におさめたいということで計画をしております。現状、両島につきましてはフェリー時間の関係がございますので、2時間以内に給食を食べるといふことにつきましては、なかなか難しい現状でございます。これにつきましては、給食配送車の冷暖房装置等のつきました車で現在も配送しているという状況でございます。半島側の学校につきましては2時間以内の給食ということでおさまっている計画になっておりますが、今後、距離も少し長くなるということで、配送方法も検討をしていきたいというふうに考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

少しでも時間の少ないところにしたほうがいいのではないかなと思います。

町当局におきましては、以前、旧新運動公園の広大な土地はどのような目的で購入をされたのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

議題外に及びますので、次の質問に行ってください。

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

はい。今からちょっと関連があるもので、ちょっと聞きたかったんだけど、じゃあ…  
…。

本当はその理由もちょっと聞きたかったんだけど、それが学校施設の関係のものをつくる予定だったら、次の質問をしようと思っておりました。

じゃあ、次の質問をちょっと。

平成18年2月に学校統廃合基本構想、中身は1中学校5小学校への統合構想ですけれども、それが策定されました。もし、この旧新運動公園に新しい中学校をつくるならば、学校給食センターが隣にあったほうが利便性が高くて大変いいのではないかなということをおっしゃったんですけれども。そういった意見、まあ意見なんですけれども、実際にあるかないかわからないんですけれども、こういった考えはどう思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

学校統合というところかと思われまして。学校統合を考えた場合に、そちらと近いほうがいいのではないかと御意見かと思っております。それにつきまして、学校給食の建設後の運営に係る配送費などのコストの考慮ですとか、中学校の統合計画と並行して計画を進めることが可能であれば、それもいいかもしれませんが、そもそも中学校統合そのものの是非をはじめといたしまして、統合中学校の場所の決定ですとか、そういう問題が大きくなってくる。そして、そういった中学校の統合の場所の決定の時期が給食センターの整備工事の実施年度と合致できるような状況であればよいのですが、そうなるかどうかという問題があります。現在、その方向がすぐに決められない状況であるというふうに捉えております。

現在の給食センターにつきましては建築後44年以上経過しておりまして、老朽化が進行しております。設備等も損傷が目立ち、故障も多い状況であります。また、学校給食の衛生基準に満たないところもあるということで、安全で安心な学校給食を児童・生徒に提供するためには、できる限り早く給食センターの整備を進める必要があると考えております。そのためインフラの整備状況や周辺環境なども考慮しまして、町有地で最も適地であります豊丘むくろじ会館の自由ひろば及び旧豊浦保育所の跡地を選定したも

のです。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、5番行ってください。

○議長（藤井満久君）

次、行ってください。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-5、学校給食における食物アレルギー対応について、どのように考えているか。また本町の児童・生徒の中に何人いるのかにつきまして答弁させていただきます。

本年度、学校給食における食物アレルギー対応児童・生徒数は、小学校6人、中学校1人の合計7人であります。保護者への詳細な献立表等の資料や、アレルギーの原因となる食材を除去した除去食等の提供を行っておりますが、食物アレルギーを持つ全ての児童・生徒の全て食物アレルギーに学校給食で対応することは非常に困難であると考えております。

新学校給食センターの整備基本計画では、アレルギーの原因となる食材が混入しないよう、ほかの調理場所から独立した専用室を設け、アレルギーの原因となる食材を除いた除去食等の調理が可能となる施設としますが、実施に当たりましては、調理器具や食材の管理、調理担当者、調理作業の区別化、確認作業の方法等の体制づくりを行うこととあわせ、除去食等の対応の範囲などについて、保護者、学校関係者と協議しながら慎重に進める必要があるものと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

たった7人というわけでございますけれども、大切な南知多町の7人です。そのために、ぜひアレルギーを除去した除去食、あるいは代替食を検討していただきたいと思っております。

6番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1－6、食中毒の発生要因の減少に向けて衛生管理を徹底させるため、床面に水を流さないドライシステム方式の導入を考えているかと、次の御質問1－7、調理場において障壁により汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区画・区分する計画かにつきましても、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

新学校給食センターでは、製品の安全性を確保する衛生管理手法で国際的に認められたHACCPの概念を取り入れた学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守した施設として、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確にしたゾーニングとする計画であります。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

8番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

次、行ってください。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1－8、学校給食センターの災害時の対応、あるいは役割をどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

学校給食センターは、子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供すること。給食を通じた学習、食育機能を有することが役割としてあります。

一方で、将来起こり得る災害の備えとして食を提供する施設という観点から、避難された方への炊き出しや食料の備蓄機能などを役割とする活用が求められることがありますが、本町では新学校給食センターを、災害時においても本来機能である児童・生徒への日々の給食提供のための施設として位置づけております。このため、新学校給食センターでは、炊き出しなどに対応する設備や、そのための物資の保管は予定しておりませんが、学校給食の安全性の確保や早期に給食再開ができるよう、建物の構造の面で災害に強い施設整備を行ってまいります。

なお、学校給食が再開できない状況の中で、どのような利用ができるのかにつきましては、今後検討してまいります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

児童・生徒への日々の給食提供のための施設という位置づけということでございますけれども、やはり前半のほうに言われた食を提供する施設という観点から、災害のときなどに備えて応急配食や備蓄機能などの役割も賄えるような、そういったものにしたほうがいいんじゃないかなと考えます。

猪名川町では、旧施設用地も一体的に駐車場として活用しておりまして、将来の災害時には仮設住宅が80戸建設可能な面積を有しております。建設候補地の一つの旧新運動公園では、大変広大な土地がございます。もし大災害が発生した場合、交通アクセスもよく、大変利便性のよい地点だと思います。被災者の仮設住宅を建設するのにもってこいのところでございますけれども、そういったことを考えますと、候補地というのはいちよっと思ったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、この旧新運動公園に大きな災害があった場合、仮設住宅を建設する可能性はありますか。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

発言の途中ですが、榎戸議員に申し上げます。発言は議題外にわたらないように留意してください。

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

内容に沿っていくと、こういうことも一応答えられるんじゃないですか、議長さん。町長さん、お願いしますよ。建てる可能性があるかないかだけでいいんで、ちょっとお願いします。副町長、お願いしますよ。再質問はありませんので。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

旧新運動公園についての災害時における仮設住宅の用地として使うかどうかということによろしいですか。

○11番（榎戸陵友君）

はい。

○町長（石黒和彦君）

必要なところはどこでも使わないかと思っています。

○11番（榎戸陵友君）

はい、ありがとうございます。待ってました。

○議長（藤井満久君）

次に行っていていいですか。

○11番（榎戸陵友君）

2-1に行ってください。基本計画・実施設計に向けてのほうの(1)事業費のところ  
です。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-1、事業費（工事費）はどのぐらいかにつきまして答弁させていただきます。

具体的な工事費につきましては、現在発注しております基本設計や、次年度以降発注  
予定の実施設計の段階において設計図書に基づいた算出が必要です。このため計画内容  
の規模に基づき他市町の建設事例から目安となる単価により算出しますと、土地造成費  
を除き10億円を超える概算工事費となる見込みであります。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今10億円と言われました。

あと、道路整備工事とか既存の建物の、先ほど言いましたけど、解体工事の費用とい  
うのはまだわかっておりませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

道路の拡幅等の工事につきましては、現在、見込みは出しておりませんのでお答えで  
きないんですが、解体費用につきましては、現在の見込みとしては3,000万円程度と見

込んでおります。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-②今までの機器の更新については、改築後も使用するということで行ってきたが、今後、機器の更新についてはどう考えているかにつきまして答弁させていただきます。

現在使用している機器は、耐用年数を超過したものが多く、頻繁に故障が発生している現状にありますが、新学校給食センターは2021年9月の稼働を目標としていますので、それまでは可能な限り応急的な修繕で対応していきたいと考えております。しかしながら、学校給食を安全に提供するために、どうしても設備機器の更新が必要な場合は、できる限り新学校給食センターにおいても使用可能なものとしたいと考えております。

また、現在使用可能な設備機器でありましても、耐用年数を超過したものは今後の維持管理コストや性能面から、設計業務の中で機器の更新も検討しながら考えたいと思っております。

なお、近年導入した設備機器につきましては、新施設で使用可能なものは移設をし、継続して使用していくこととしています。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-3、食器や食具は新規購入を考えているかにつきまして答弁させていただきます。

食器や食具につきましても調理機器同様に老朽化が進み、その安全性を考慮し、食器では損傷や変色の激しい深皿を本年度購入させていただきました。来年度以降も損傷状態により計画的に更新していく必要があると考えております。また、傷みが少なく使用可能な食器・食具については、状態を確認しながら引き続き使用していく予定としております。

新規購入するものにつきましては、現在の使用状況を確認して設計業務の中で検討す

る予定であります。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、御質問2-4、備品購入費（工事費以外）についてはどのぐらいかにつきまして答弁させていただきます。

どのような備品を購入するかにつきましては、現在使用している備品類の使用状況や新施設でも使用可能なものを確認した上で、新しく購入が必要な備品の購入費を実施設計に盛り込みます。備品購入費については、計画する機能や求める性能で大きく異なることから、設計業務の中で具体的に比較検討を行い、安全・安心な給食が安定的に提供できるような機種を選定していくこととしております。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-5、国の補助制度はあるのか。また、どのように考えているのかにつきまして答弁させていただきます。

給食センターの改築に係る国の補助制度は、学校施設環境改善交付金の中に学校給食施設整備事業があります。補助率は、交付金算定経費の3分の1以内となっています。補助対象としましては、設計費、工事費のほか、事業の実施に伴い、あわせて既存の学校給食センターの撤去費や、釜、調理台、食器洗浄機などの附帯施設も対象となります。ただし、調理場や附帯施設の工事費につきましては、実工事費の3分の1ではなく、国が示す基準金額が補助対象経費となりますので、国庫補助金の合計は1億円ほどと見込んでおります。

学校給食センターの整備に係る費用は高額なため、こういった国の交付金事業の採択申請をする予定としております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

この補助金ですけれども、約3分の1ということで、もらえるのが1億円もらえるということですから、採択をしていただきたいなあと思うわけでありまして。

そういった補助金というのは先ほど難しいと言われておりましたけれども、今回は使うことができるのでしょうか。阿久比町でも今計画されておりますけれども、たしか補助金を使えるらしいですけれども、そういったところはどのような状況になっておりますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

何分、国が採択をするという補助金でありますので、ただ最近の国の学校給食施設関連予算の枠は非常に小さくなっているようで、採択されるかどうか分からない状態が続いております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ぜひされるように、いろいろなところから手を伸ばして努力をしていただきたいと思います。

早急にやろうというわけでございますけれども、先ほど耐用年数とかおっしゃってございましたけれども、少し教えてください。今の学校給食センターは、どのぐらい経過しておりますか。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

現給食センターにつきましては、昭和49年の建築となっておりますので、44年が経過しているという建物でございます。

○11番（榎戸陵友君）

耐用年数はどのぐらいですか。

○議長（藤井満久君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

耐用年数につきましては、国の償却資産の耐用年数の関係で申しますと、38年というふうになっております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そう申しますと、もう6年ぐらいたっているわけですけども、あとどのくらい稼働できるつもりですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

ただいま申しましたように、今の給食センターにつきましては竣工後44年を経過しているというところであります。あとどれぐらいもつかということにつきましてはの考えはありません。現在の施設について、設備が著しく老朽化しております。また衛生管理基準を踏まえますと、汚染作業区域とか非汚染作業区域を区別すること、それから床を乾いた状態で使用するドライシステムによる調理施設を整備することが求められております。さらに、調理員の環境につきましても空調システムがないなどと苛酷な労働環境にあると考えておまして、あとどれぐらいもつかということではなくて、早急な改築ということが必要であると捉えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

この工事費の補助金ということで、削減で約1億もらえるということですよ。

それで、我が町単独ではなくて隣町の美浜町と共同建設すれば、もっとまた安くなるわけですけども、そういったことは考えられたんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

隣町または隣接市町との広域的な新学校給食センターの共同整備というところでありますが、半田市をはじめとしました2市4町、常滑、阿久比、武豊、美浜、南知多で平成23年、24年に導入において協議を行いました。コスト面やアレルギー除去食などの広域化のメリットというのはございましたが、離島への2時間以内の給食についての問題や、その他、新たな対応の費用の負担につきまして合意が得られませんでしたので、広域化は困難であるとの結果になりました。

また、平成24年度から26年度にかけて美浜町との広域化協議を行いました。これにつきましては、広域化の目標年次の違いにより合意に達せず、それぞれの単独での整備を検討していくこととなりました。以上です。

○11番（榎戸陵友君）

6番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

次へ行ってください。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-6、太陽光発電において、年間約100万円の売電価格があると聞くが、本町でも計画しているのか。なければ検討してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

太陽光発電装置の設置に係る費用につきましては、発電容量10キロワットの太陽光発電設備の場合、設置の初期費用に約800万円かかると見込んでおります。そのほかに維持管理コストが毎年必要となります。売電収入につきましては、2021年度の買い取り価格は未確定のため、平成30年度の買い取り価格、こちらは税抜きで18円ですが、こちらを参考に試算しますと年間約37万円余りとなりますが、償却年数は太陽光発電装置の法定耐用年数の17年を超えることとなります。また、耐用年数の間には電力変換装置などの交換が必要となり、さらに今後の電力買い取り価格の変動の可能性もあります。

太陽光発電装置の設置につきましては、売電収入と初期費用、維持管理費用との比較をして基本設計で検討することとしておりますが、費用対効果は低いと考えております。しかしながら、太陽光発電設備の設置によりましてCO<sub>2</sub>の削減効果や災害時の対応が期待できることから、そういった観点での検討をする必要はあると考えております。以

上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

南知多町の環境保全に配慮し、クリーンで大気汚染物質を発生させない太陽光発電システム、環境負荷の軽減につながります。また災害時には電力として使えます。ぜひ考慮していただきたいと思います。

7番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-7、猪名川町では、旧施設用地を一体的に駐車場として活用しており、災害時には仮設住宅が80戸建設可能としている。本町の旧施設の跡地利用はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

現在の学校給食センターの施設は、老朽化が進み、危険な建物となるため、新給食センター稼働後に取り壊す計画としております。跡地利用につきましては、現時点で決定されたものではありません。行政財産として活用していくのか、普通財産として管理していくのか、検討していきたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

もう、ちょっと時間がないので、あとの質問はやめます。

さて、本日の一般質問におきましては、猪名川町の学校給食センターの行政調査を経て、いま一度、先進的な事例や事例などを考えてみました。もう既に新学校給食センターの建設に向けて整備基本計画は策定され、パブリックコメントも実施されました。しかしながら、私は新学校給食センター建設検討委員会の一員でもありましたけれども、次の点にいろいろと懸念をしておりました。

1つ目は、今後、児童・生徒数は減少していく中で、基本食数や最大調理能力の見直

しにより施設の規模の縮小が必要ではないかなということ。そして2つ目には、学校の統合や災害時の対応、また配送時間の短縮の点から、施設の建設候補地は旧新運動公園のほうがよかったのではないかなということ。3つ目には、工事の経費軽減のために国の補助金をもっと上手に使ったり、待ったりして、あるいは他町との共同の建設計画をいま一度見直してはいかがかなということをいろいろと思っておりました。しかしながら、きょうの一般質問の答弁を聞きまして、その理由、あるいは状況、判断、計画等、ある程度理解をすることができました。町当局におかれましては、住民の納得のいく説明ができるように十分考慮しておいていただきたいと思います。

今後、基本計画から実施計画に移る段階であります。ドライシステムの方式、汚染区域と非汚染区域の分離、ワンウエー方式、見学室や研修室の整備、太陽光発電の設置なども、まだまだ精査をしていただきたいと思います。

最後に、「子どもたちがよろこぶおいしい給食」をスローガンに、安全で安心な南知多町の学校給食センターを早急に建設していただくことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時40分までといたします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 緊急輸送道路沿線対策について。

町内には、南知多町地域防災計画の参考資料151ページに示されているように、緊急輸送道路が指定されています。この道路は、国土交通省のホームページによりますと、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であると示されています。この道路に指定されている主要地方道半

田南知多線沿線で、盛り土を伴った太陽光発電施設の建設が行われています。ことしの台風や豪雨により、その盛り土が道路に流出して一般車両の安全な通行に支障を来しました。

そこで、以下の質問をします。

1. 南知多町には土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により、1,000平方メートル以上の土地で土地の埋め立て等の事業を行う場合は、町の許可が必要になると明記されていますが、半田南知多線沿線で内海榎木交差点付近にある2カ所の太陽光発電施設の事業区域面積、埋め立て（盛り土）面積はそれぞれ何平方メートルか。

2. 南知多町内で土地の形状変更を行う場合は、自然公園法の関係で届け出が必要となると思いますが、その届け出の際に土砂流出対策等についての指導は行っているか。

3. 緊急輸送道路の安全確保を目的として、太陽光発電施設建設も含め、沿線での開発等を規制する条例、あるいは規則を定めておくことはできないか。

大きい2番。

ハラスメント防止対策に関する組織づくりについて。

ことしは、スポーツ界においてパワハラに関する事例が連日のようにワイドショーなどのテレビで多く取り上げられました。ハラスメントとは、いろいろな場面での嫌がらせやいじめなどのことを言います。このハラスメントの種類は、多種にわたり存在するようで、お酒を強要するようなアルコールハラスメントや、カラオケを無理に歌わせるカラオケハラスメントも存在するようです。このように誰でも加害者・被害者になり得る時代となってしまった今、事案の発生の有無にかかわらず、職場のハラスメント防止対策に取り組むべきと考えます。

そこで、以下の質問をします。

1. 夏ごろに懲戒簿、訓告簿の開示を受け、このようなハラスメント行為により注意等を受けた人数を確認しようとした。幸いにも本町においては一件もありませんでした。特にパワハラは指導育成や業務上の命令などに隠れて表面化しにくいことが問題とされていますが、調査したか。また結果として職員間のトラブルは注意処分等の対象外なのか。

2. 懲戒審査委員会にかけられたが、処分なしという事例は何件あったか。

3. ハラスメント防止対策に関し、指針や研修会など全職員に周知されているか。

4. ハラスメント防止対策の組織をつくることは可能か。

5. 女性職員の比率が高くなってきています。女性の問題は女性でなければわからない部分もあります。女性のための対策に関する組織をつくることは可能か。

6. 学識経験者や法律の専門家などによる第三者の組織をつくることは可能か。

以上で壇上での質問を終わりますが、再質問がある場合は自席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1は、私厚生部長から、御質問1-2は建設経済部長から、御質問1-3は企画部長からそれぞれ答弁させていただきます。

御質問1-1、南知多町には土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により、1,000平方メートル以上の土地で土地の埋め立て等の事業を行う場合は、町の許可が必要になると明記されていますが、半田南知多線沿線で内海榎木交差点付近にある2カ所の太陽光発電施設の事業区域面積、埋め立て（盛り土）面積はそれぞれ何平方メートルかについて答弁させていただきます。

土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第3条におきまして適用事業及び適用外事業が規定されており、条例施行規則第4条第7号において、土地の造成またはこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋め立て等については適用除外となっております。御質問の内海榎木交差点付近の2カ所につきましては、区域内から発生した土砂等のみの造成であり、この条例による許可申請の対象とはなっておりません。

なお、他法令の関係でございますが、自然公園法に基づく愛知県立自然公園条例による届け出により確認したところ、内海榎木交差点北東にある太陽光発電施設が、事業区域面積5,242平方メートル、盛り土及び切り土5,042平方メートル、交差点から県立内海高校方面に200メートルほど進んだ場所にある太陽光発電施設が、事業区域面積8,111平方メートル、盛り土及び切り土8,111平方メートルとなっております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今の条例の条文を見ますと、事業区域というのは土地の埋め立て区域等を行う区域ということで、今の答弁ですと5,000平米、8,000平米というのは、それぞれ盛り土の面積という解釈でいいかと思うんですけど、今、規則の第4条の7にある当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋め立てということで、現地を確認しますと、かなりの量の採石が敷かれてあると思うんですけど、ほぼ全面に碎石が敷かれてありますが、この碎石については区域内から発生したものではないと思いますが、これは条例に抵触するということにはなりませんか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの片山議員からの再質問であります。

区域内の全面に敷き詰められた碎石は場外からの盛り土であると考えるが、条例に抵触していないのかということについてお答えさせていただきます。

本町の土地の埋め立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第4条第3号におきまして、運動場、駐車場、資材置き場、その他の施設の本来の機能を保全する目的で、通常管理行為として行う土地の埋め立て等につきましては適用除外となっております。太陽光発電施設におきましては効率的な発電を行うために草の繁茂を防ぐための防草シートやアスファルト等で舗装を行うと同様に、碎石を敷くことも通常管理行為として行う土地の埋め立て等に該当するとの考えのもと適用を除外しており、条例に抵触するものではないと認識しております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

執行部の判断が条例に抵触しないということですので、これ以上はちょっと追及するのをやめますけれども、先ほどの部長の答弁の中で、自然公園法の関係で届け出がありましたということで面積がわかったということですので、その届け出があった時点で実際に、この条例に抵触するだとかしないだとかといった相談というのはあったんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの事業者が事前に条例についての相談がありましたかということでございますが、関係各課へ書類によります合議が回ってきます。環境課におきましては、先ほどの土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例についてということで、先ほども言いましたように適用除外ということでありましたので、支障なしというふうに回答しておりますので、2つの業者からのそういった個別の相談はございませんでした。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

相談はなかったということですが、現実的に土砂が流出して一般の車が通行するのにちょっと支障を来したということですが、こういった場合に土砂流出防止に関しての指導をすることってできないんですか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

土砂流出防止についての指導ということでございますが、現在、条例に抵触していないということで、指導すること、そういった根拠がないということで、また太陽光発電の設置に関するガイドライン、そういったこともないということで、直接指導をすることというのは難しいと考えておりますが、国（資源エネルギー庁）が作成しました太陽光発電の事業計画策定ガイドラインにおきましては、非常時に求められる対処として、土砂の敷地外への流出等により地域への被害が発生するおそれがある場合、自治体及び地域住民への連絡をするとともに、被害が発生しないよう最大限の努力をすることと規定されております。もし、万が一そうした被害が発生した場合におきましては、国の出先機関であります中部経済産業局エネルギー対策課へ通報することによりまして、当該事業者へ指導していただくということになっております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

国のほうで指導していただけるということで、まあ町のほうとしては直接指導はしないということですが、土砂が流出したときに、すぐにやっぱり調査をして、先方というか中部経済産業局ですか、そちらのほうにすぐに指導していただけるようお願いしてほしかったなあというふうに思います。

それでは、2番のほうをお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、南知多町内で土地の形状変更を行う場合は、自然公園法の関係で届け出が必要となると思いますが、その届け出の際に土砂流出対策等についての指導は行っているのかにつきまして答弁させていただきます。

自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、南知多町内で三河湾国定公園及び南知多県立自然公園の区域に指定されている地域において土地の形状変更などを行う場合には、地域の自然環境を守る観点から愛知県の許可または届け出が必要になります。許可申請及び届け出は町を経由して書類の提出がなされるため、町においては書類の不備がないことを確認するとともに、意見書並びに他法令の手續を要する場合には、その進捗状況を記載した調書を添付し、愛知県へ送付しております。

行為の内容への指導につきましては愛知県が行うこととなりますが、町としましては、書類が提出される前に土砂流出対策など行為地周辺の環境に影響を及ぼさないなど、法令に照らし、適切な行為となるべく愛知県と事前協議を行うよう指導しています。

また、許可及び届け出後についても、その内容と異なった行為が行われているおそれがあるときは、随時愛知県へ報告を行っております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

実際には許可権者というのは愛知県ということになりますけれども、この自然公園区

域内の普通地域においては、特に風景の保護を図る上で必要な場合には、行為の禁止や制限を加えられることがありますというふうに事業者には通告されておるわけですが、これは逆に言うと、禁止や制限を加えることができるというふうにとれるわけですが、そういったことに関して愛知県のほうと協議をして、あそこの区域はだめだよとかいいよとか、そういう協議はされていますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

県立自然公園条例で、禁止もしくは制限ができるということでございます。それがどういった場合かというのを、ちょっと愛知県のほうに確認いたしましたところ、愛知県として禁止・制限ができるという場合は、切り土・盛り土をする場合は違法な廃棄物を埋め立てる。もしくは景観に関しましては、周辺の地域と異なり非常に著しく派手な広告物というものに対しては、この禁止・制限の項に当たるということございまして、土砂流出に関しましては、この禁止・制限をするという項目には当たらないというふうになっております。以上でございます。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

ということは、太陽光発電は景観を損なうというものには当たらないという解釈でよろしいですか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

太陽光発電は、国の自然エネルギーの推進ということでございます面からも、県としては景観を損なうものというふうには認識していないということでございます。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

まあ大体わかりましたけれども、当たらないということであれば、もうやむを得んと思いますけど、多分、内海の住人が南知多道路に向かっていくときに見えておる、あの太陽光パネルを見れば、自然っていいなあなんて全然思えないと思いますし、自然公園だなあなんてはちょっと思えないと思いますけれども、執行部の考えがそういうふうであれば、まあやむを得ないのかなというふうに思います。

それでは、3番の質問をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1-3、緊急輸送道路の安全確保を目的として太陽光発電施設建設も含め、沿線での開発等を規制する条例、あるいは規則を定めておくことはできないかについてお答えをさせていただきます。

現在、町内における大規模開発等につきましては、各種法令や愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準に基づいた規制や指導が行われております。緊急輸送道路沿線のみを対象といたしました条例等による規制は事例としても確認されておらず、現時点では本町としても考えておりません。

御指摘のありましたように近年急増しております太陽光発電施設につきましては、県指導要綱及び指導基準とあわせて資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインの事業者への周知に努めているところでございますが、今後は町独自のガイドラインを定めることについても、国・県及び近隣市町の動向を注視しながら検討はしていく考えでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この質問の中で、今、条例も規則もつくりません。つくる予定はないよというような御答弁でございましたけれども、そもそも条例だとか自然公園法だとか、いろんな規制が全て当てはまらないと。そんな中で、景観もどんどん悪くなるような状況の中で、この緊急輸送道路についてちょっと言いますと、県が指定するのは知多半島道路、南知多道路の関係と国道247号、それから町が指定する今回の半田南知多線ほかの道路になっ

ておりますが、津波がもし起こった場合、247号というのは寸断されるおそれがかなり高いというような状況で、247号からは必要な物資や救助隊や、そういったものはなかなか来られないような状況になると思います。そんな中で半田南知多線というのは、内海へつながる唯一の生命線と考えておりますので、そういったような沿線での通行ができないような状況になるようなことの開発等を規制していただきたいというふうに思っておりますけれども、この考え方で間違いはないと思うんですが、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

片山議員が、質問の1・2からの流れからいって、何を守ろうとしているかということとはよくわかりました。ただ、条例・規則というのは必然的に破った場合は、その復旧も含めて罰則もつくらないといけない。南知多町は、それでなくても自然公園の新築、それから砂防、さまざまな規制で縛られたまちであります。私どもは、条例等をつくるときに必要最小限にしておくべきだということが自分の考えの中にあります。それで答弁が少し離れるかもしれませんが、町の中の産業の工場、あるいは作業所が外へ出ていってしまうという要因にもなっているんじゃないかと思うぐらい規制の多い町だと思っております。その中で、今回の緊急輸送道路について、そういう配慮をすべきじゃないかと、条例で縛るべきじゃないかとおっしゃる気持ちもわからんではないですが、私たちが守るのは、全ての道路であり、町民の皆様が安心して暮らせるもの全てを守らなければいけないところが、特に緊急輸送道路だけは守るべきじゃないかという条例をつくるというのは困難かなと思っております。ただ、あの状態を見て、また雨が降ったら土砂が流れてくるんじゃないかとか、そういうものに対してどういうふうに対応せないかということ、今県や何かだと、うちの職員のほうも中部の産業局に実は連絡しております。ですけど、具体的に、すぐ工事屋さんというか、あそこの管理をするところが土砂を取りましたね。ですから後追い後追いの状態だという歯がゆさを議員は感じられてこの質問をされていると思いますが、私どものほうとしては、基本的には町の姿勢を示す意味でガイドラインの策定を、今のところ太陽光についてのガイドラインと、風力をつくりましたけれども、造成が伴うものは太陽光が多いので、それに対して意思を示していくかなというのを考えております。ですから、残念ながら条例とか規則で県

より厳しい状態になる部分がありますし、そこには地主さんがおります。そういうところ全体を、地区を、自分たちはこういうところは町としては開発を促進したいところだから、特にそういうところは太陽光発電は遠慮してほしいとか、さまざまなことを考えながら職員とともに検討して、緊急輸送道路も含めまして町民の全ての道路に対して安全を図っていくべく検討してまいりたいと、そう思っております。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

町長、ありがとうございます。

後追い後追いという言葉も使われましたけれども、後追いでも、とにかくやっていたければ、それはいいことになるのでいいと思うんですけど、何もしないでは、本当に試合放棄するようなものですから、何もしないじゃなくて、何らかの対応をこれからも考えていっていただきたいと思います。

それでは、じゃあ大きい2番のほうへ行ってください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-1、パワハラは指導育成や業務上の命令などに隠れて表面化しにくいことが問題とされておりますが、調査したか。また結果として職員間のトラブルは注意処分等の対象外なのかにつきまして答弁させていただきます。

まず、パワハラについて調査したかについてでございますが、そのことにつきましては特別な調査は行っておりません。

次に、職員間のトラブルは注意処分等の対象外なのかという点でございますが、本町の定めております懲戒処分の基準におきまして、職員間のトラブルであっても、非違行為として職場内秩序を乱すといった行為は懲戒処分に該当する場合がございます。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

今、調査はしていない、実際には懲戒処分に当たるようなことは一切ないというようなことで御答弁いただきました。正直、その記録を調べまして一件もなかったのですが、これは職員の間ではすばらしい環境ができているのかなというふうに解釈できるわけですが、ここに、ちょっとハラスメントに関する調査結果の概要というのが、これは埼玉県のある市でアンケート調査を行っております。この市では議員が職員に対してセクハラをやったということで、そういった関係でアンケートをとったようです。それで、職員の数、端数は言いませんけど2,300人の職員の中で記名式のアンケート、回答者数230人、約1割で、その中で154人がハラスメントを受けたことがあると回答しております。こういったことで、表面化しにくい問題になりますので、一度アンケートか何かをやって実際のところを調査する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

アンケートを実施してはどうかという御質問ですが、本町におきましては、職員に示している「コンプライアンス入門書」というのがあります。そちらの中にハラスメントについて解説し、相談できる体制をとっております。

また、人事評価制度の中で、年に3回なんですけど、4月・10月・1月末、このときに面談を実施しまして各職員の意見を聞いております。また、さらに各自の自分たちの意見や希望を記載できる自己申告書というものを1月中旬に提出することにしております。

このような対応をしておりますので、現状においてはアンケート調査を実施することは考えておりません。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

アンケートを実施する予定はないということですけど、昨日、これは机の上に置いてありました。ここに置いてありました。これは学校に関することです。教育委員会の関係なんですけど、大森教育長から出された文書になりますが、この中で、いじめに関す

る項目、ハラスメントというのは壇上でも言いましたけれども、いじめと非常に似ておるといようなことですので、このいじめについてのことをちょっと取り上げますけれども、どの学校でも起こり得る問題であると。どの児童・生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るといふように書かれて、各小・中学校においては教育相談アンケート、いじめアンケートを定期的の実施し、潜在化しやすいいじめ事案の早期発見・早期対応に努めるとともに、各校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめ防止対策に関する取り組みの共通理解を図ったということで、既に学校ではもうしょっちゅうアンケートをとっておるといふ中で、本町においても200人ぐらいの職員がおるわけですから、そんな中で全く起こらないというのも考えにくいんですけども、実際には意見もないのでないんですけど、もしかしたら今後、そういう調査を続ければ出てくる可能性があるんで、ぜひアンケートは定期的にもやっていただきたいと思います。

じゃあ、それでは2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-2、懲戒審査委員会にかけられたが、処分なしという事例は何回あったかにつきまして答弁させていただきます。

懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条におきまして、職員が法令等に違反した場合、職務上の義務に違反した場合、そして公務員としてふさわしくない非行があった場合につきまして、免職、停職、減給または戒告を行うことができる旨が規定されております。平成23年度以降、懲戒審査委員会にかけられた17件のうち、処分にまで値しないとして、口頭注意、口頭厳重注意または訓告などを行った事例は13件ございました。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

口頭注意だとか口頭厳重注意というのは処分に当たるわけですね。

1つお聞きしますが、懲戒審査委員会、例えばパワハラだとか、そういったハラスメント行為が起こった場合に、処分を審査する委員会というのは、この懲戒審査委員会で

いいんですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

その行為が非違行為に該当すれば、懲戒審査委員会に諮りまして、その答申を町長にいたします。その答申を受けて最終的に処分をするのは町長となります。以上です。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

じゃあ、懲戒審査委員会、ハラスメントぐらいのことでは懲戒審査委員会にはかからないということですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

ハラスメントでも、例えば職場内の秩序を乱すような行為、こういったことにつきましては町の懲戒処分の基準に当てはまってきますので、所属長から報告が上げられれば審査会のほうにかけることとなります。以上です。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

わかりました。

それでは、3 番の質問に行ってください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問 2-3、ハラスメント防止対策に関し、指針や研修会など全職員に周知されているかにつきまして答弁させていただきます。

まず、指針という点につきましては、本町では平成25年3月に職員の倫理意識向上の

ためコンプライアンス入門書を作成し、庁内LANにより全職員が常時閲覧、活用できる体制をとっております。

次に、研修会についてですが、まず新規採用予定者に対しコンプライアンス入門書を配付し、その理解度を図るため、研修においてテストを実施しております。そのほかでは知多5町研修協議会の実施する公務員倫理研修へ、採用後10年目程度の職員を派遣し、毎年受講をさせております。

また、平成24年度に滋賀県にある全国市町村国際文化研修所で開催されました、コンプライアンスと公務員倫理研修へ職員を2名派遣いたしまして内部講師を育成し、平成25年度と平成30年度に職場内研修を実施してまいりました。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

コンプライアンスに関する入門書ということでございますけれども、その入門書の中には、ハラスメントのことに関してのハラスメント対策というのか、そういったことは明記されていますか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

入門書には、ハラスメントに関する相談制度ということで記載をされております。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

相談制度ということですが、その相談する窓口だとか、そういったことが書いてあるということと理解しますけれども、そもそも先ほども職員の中で講師を2名育成したということで、その2名の人たちで研修会を2回ほどやられたということですが、全ての職員に対してやったんですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

2 回行った研修については、全ての職員に対しては行っておりません。以上です。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

全ての職員じゃないということになると、誰でも被害者・加害者になり得る可能性があるというのは先ほどからも申しておるとおりに、わからずじまいということもあるかと思えます。研修会や勉強会というのは、そもそも全ての人がやっぱり受けるべきで、我々議員も勉強会に参加して、ハラスメントってどういうことか、パワハラってどういうことかと、そういった基準だとか、ここまではセーフだ、ここからはアウトだとか、そういったことをどんどん勉強していく必要があると思うんですけど、そういったことは我々議員個人個人ではなかなか難しいので、職員の方々とともに勉強していきたいんですけど、そういった研修会を開いていただくことってできますか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

今は、役場がそういった研修をした場合に議員さんも参加できるかということで答弁させていただきますが、先ほど答弁の中で申し上げました、役場が行っている研修というのは主に外部へ職員を派遣する研修でございますので、こちらへ参加していただくということは不可能ということで御理解いただきたいと思えます。

また、役場内で行う研修、ハラスメント防止対策についての研修を想定したときに、こういった形でやるかということになりますが、一般的には外部講師を呼ばって、そこで研修をやるわけですが、その中身は、一般的には講義と、あとはグループワーク・ディスカッションというふうになります。そういたしますと、想定いたしますと、役場内にこういったハラスメントが存在するだろうというところを職員が問題提起いたしまして、どうしてそういうことが起こるかという課題をいろいろ探りまして、じゃあ、それに対してどうしたらそういうのがなくなる組織ができるかということで多分研修の目的になりますので、そこに議員さんの皆様が参加して同じような研修を受けるのはいかなものかというちょっと思いでございます。

ただ、ハラスメントはどのようなものかということでの広い意味での講義といたしますか  
講演ということであれば、それにつきましては議員さんの方も一緒に受講していただく  
ことは可能と考えております。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

職員の方と一緒に研修を受けるということは、なかなか難しいということですので、  
それはいいんですけど、我々議員も、やっぱりいつパワハラに加害者になるかもわから  
ないというような状況にありますので、どこかで勉強するような方法をまた御指導いた  
だければというふうに思います。

それでは、次の4番へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-4、ハラスメント防止対策の組織をつくることは可能かにつきまして答弁  
させていただきます。

本町では現在、職場におけるハラスメントについては、相談窓口として総務課人事係  
が担当しておりますが、現状ではハラスメント防止対策を専門に行う組織を設けること  
は考えておりません。以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

人事係が相談窓口ということですが、相談はありましたか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

近年において、そういった相談の記録はございません。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

1つ紹介しますが、ハラスメントの中にセカンドハラスメントというハラスメントがあります。セカンドハラスメントというのは、セクハラやパワハラの被害を訴えたことにより、2次被害で嫌がらせ等を受けるハラスメントのことを言います。世間体や加害者の立場を考え、事実をもみ消したり隠蔽したりする場合がありますというようなことがあります。ということは、どういうことかということ、申し出ただけで辛抱しておけだとか我慢しておけだとか、そういったような形でやられるということが可能性としてはあるものですから、そういったことが絶対ないように、これまでは一切なかったということですが、今後も皆さん注意していただきたいと思います。

じゃあ5番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-5、女性職員の比率が高くなってきています。女性の問題は女性でなければわからない部分もあります。女性のみの方策に関する組織をつくることは可能かにつきまして答弁させていただきます。

本町の女性職員については、生き生きとやりがいを持って働けるよう、特定事業主行動計画などにおきまして育児休業等を取得しやすい環境の促進や、男性の育児参加などについて定めております。ハラスメントに関して女性のみの方策に関する組織をつくることは現状では考えておりませんが、女性の意見を聞くことにつきましては今後も努めていきたいと考えております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

前向きな御意見ですので、ありがたい話だと思います。

先ほども問いましたけれども、懲戒審査委員会でハラスメントのことを審議していただくという場合に、女性の場合、女性が被害者になり得るハラスメントの中では、セク

ハラだとか、マタニティハラスメントだとか、そういったことが考えられるわけなんですけど、そういった御相談を懲戒審査委員会にかけるとなると、今、懲戒審査委員会というのは、ほぼ前列の方たち、男性ばかりの中で、そういったことを本当に審議されてありがたいと思うような人は、多分女性としては一人もいないと思うんですけど、女性の組織を前向きに検討するということがありますので、ぜひそれを実現していただきたいと思います。

じゃあ6番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問2-6、学識経験者や法律の専門家などによる第三者の組織をつくることは可能かにつきまして答弁させていただきます。

現状において職員の相談窓口、広域通報ができる場所として、総務課のほかに公平委員会の事務を委託している愛知県の人事委員会と、相談員として町顧問弁護士も設けておりますので、専門家による第三者の組織をつくることは現在考えておりません。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

組織をつくらないということですが、今、公平委員会だとかあるという答弁、それから顧問弁護士に対してということですがけれども、そういったところに相談をされたという事例というのは報告されていますか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

近年では、愛知県の人事委員会や顧問弁護士に相談したという記録はございません。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

きょうの質問の中で、やはりなかなか公のところに申し出るというのはなかなか難しいことなんだろうなというふうな気がします。

先月の19日に厚生労働省が労働政策審議会を開き、職場のパワハラ防止措置を企業に義務づけるための法整備をする方針を固めましたというような記事が載っております。本町においても規則の制定は不可欠であると考えます。パワハラについての法整備は厚生労働省がやるわけですが、それによって町も似たようなガイドラインなり何らかを定めていく必要があると思うんですけど、まだまだ時間がかかると思います。その間に何か事が起こっては、やっぱり調子が悪いということになりますので、町独自でガイドラインのような、ここまではセーフアウトだというような、そういったものを整備していただければなというふうに思いますけれども、これに関して町長としてはどのようにお考えですか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、南知多町では人事係を中心に、そういう窓口を持って、その後ろに弁護士までつながっている道があると。ただ、片山議員がおっしゃるように、わかりにくいものだから、それをわかりやすいようにするようなシステムを、ガイドラインか何かでつくって町の職員の皆さんにお示ししたほうがいいんじゃないかとかということの御提案だと思いますが、そういうこともあわせて、一度、再度ハラスメントに対しての今後の国会の議論も見ながら検討してまいりますので、よろしくお願いします。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

きょうは、本当にパワハラだとかいろんなハラスメントの話をさせていただきましたけれども、とにかく自分自身がまず一番気をつけなきゃいけないなというのを改めて思いました。今後、もしかしたら職員の皆様に嫌な思いをさせることがあるかもしれません。そうならないように自分自身を戒めて、早いところ勉強をして、皆さんに迷惑を

かけないように頑張るつもりではありますので、今後ともよろしくお願ひすると同時に、きょうの質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

以上で、片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

失礼します。

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず第1、外国人実習生の国保税・住民税の滞納状況と、その徴収の工夫について質問します。

多文化共生の時代です。南知多町にも500人を超える外国人の皆さんがいます。直近のデータでは522人、455世帯ということになっております。そして、多くの外国人実習生が働き、学んでいます。南知多町に住む外国人実習生の方などの国保税・住民税の納付実態と徴収のあり方について質問いたします。

1. 外国人実習生の平成25年度から平成30年度（30年11月8日）までの国民健康保険税の滞納者数と滞納額はどうか。

2. 外国人実習生の平成24年度から平成30年度までの町民税納付義務者は何人で、滞納者数と滞納額はどうか。

3. 外国人実習生の国保税や町民税の徴収のために、滞納対策を含めた町として工夫していること、苦勞していることは何でしょうか。

4. 納税義務・滞納については、南知多町として研修所や実習生の就労企業・施設などへ積極的にレクチャーと意見交換をする機会を設け、条件整備とともに納税等の自覚を促す働きかけをしていくことが必要と考えるがどうか。

第2、名鉄内海駅のバリアフリー化についてです。

名鉄内海駅ができて38年が経過します。名鉄内海駅は町民の足であり、観光の窓口となっています。しかし、高架駅にもかかわらず、いまだにエレベーターが設置されず、特に障害者・高齢者に使いにくい駅となっております。長い階段を上りおりするのは大変で、何とかしてほしいとの声を多く聞きます。名鉄内海駅のバリアフリー化に向けて町のお考えをお聞きします。

1. 内海駅へのエレベーター設置に向けて、これまで南知多町としてどんな働きかけ

の努力を名鉄電車株式会社にしてきたのか。

2. 名鉄は全ての駅をバリアフリー化する方針であるとしている。南知多町としてエレベーター設置に向けて今後も粘り強く具体的な働きかけが必要だと思うが、どのように考えているか。

第3、介護認定者の障害者控除の認定についてです。

県内では介護認定者への障害者控除認定書の発行をする条件として、要支援または要介護1以上を要件としているのが合計39市町村、72.2%、これは自治体キャラバンの資料です。となっています。南知多町の要支援・介護者の円滑な障害者控除認定に向けて質問します。

1. 2017年度、2018年度の南知多町の要支援・要介護認定者の総数は何人で、そのうち町が障害者控除対象者認定書を発行した数は何人か。

2. 南知多町も他市町のように、要支援1、もしくは要介護1以上等の認定者には、自動的に障害者控除対象者とすべきと考えるがどうか。

3. 要支援1以上の全ての要介護認定者には、障害者控除対象者認定書、または障害者控除対象者認定申請書をまず自動的に個別に送付して制度の周知を徹底する必要があると考えるが、どうか。

第4、ひとり世帯の高齢者のごみ捨て、見守り、日常生活支援、買い物支援についてです。

南知多町の今後は、高齢者のひとり世帯がふえることが予想されます。高齢者の介護問題は町全体の課題であり、行政の積極的にかかわりが求められています。病院への移送、買い物、日常生活支援等は喫緊の課題です。新しい総合事業では、積極的な一般財源を投入して身近な介護保険サービスの抑制があってはならないと考えます。ごみ捨てを中心に今後のサービスの提供のあり方を質問します。

1. 高齢者ひとり世帯の方は何人で、障害者等で一人ではごみ出しができない方の支援をどのように今考えているか。

2. 高齢者ひとり世帯には、地域の助け合い組織を構築すると同時に公的なサービス組織を独自に用意していくことが必要であると考えます。具体的にどのようなサービスを考えているか。

以上であります。追加質問については自席にてやらさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-1、外国人実習生の平成25年度から平成30年度までの国民健康保険税の滞納者数と滞納額はどうかにつきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃる外国人実習生とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2条に規定いたします技能実習生のこととして答弁をさせていただきます。

国民健康保険税は、被保険者に外国人実習生としての区分がございませんので正確に把握できませんが、多くの方は日本での技能実習の窓口となっている法人や団体の方が外国人実習生からの委任を受けて来庁され、転入届を出されますので、こうした方を数えますと、平成30年11月8日現在の国民健康保険税の滞納者数と滞納額は、平成25年度調定分が6人、10万3,800円、平成26年度調定分が8人、24万1,100円、平成27年度調定分が20人、31万7,300円、平成28年度調定分が19人、50万1,800円、平成29年度調定分が29人、57万9,600円、平成30年度調定分が16人、59万8,700円、合計で延べ98人、234万2,300円でございます。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

住民税のほうも続けてお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-2、外国人実習生の平成25年度から平成30年度までの町民税納税義務者数は何人で、滞納者数と滞納額はどうかにつきまして、続けて答弁させていただきます。

町県民税につきましても国民健康保険税と同様に、外国人実習生としての区分はありませんので正確には把握できておりません。先ほどの答弁と同様に、日本での技能実習生の窓口となっている法人や団体の方が、外国人実習生からの委任を受けて来庁され、転入届を出された外国人の方を数えますと、平成30年11月8日現在の町県民税の外国人

実習生の納税義務者数は、平成25年度調定分、平成26年度調定分及び平成27年度調定分は、それぞれゼロ人で、平成28年度調定分が7人、平成29年度調定分が5人、平成30年度調定分が5人で、合計で延べ17人でございます。これらのうち滞納となっている方は、平成29年度調定分が2人、3万9,900円でございます。以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。

以前、税務課のほうから出していただいた、いわゆる外国人という枠の滞納額はどれぐらいあるかということに比べると、外国人実習生というふうな、かなり厳しい枠で調べていただいた結果、少ない額になっているということがわかりました。以前も税務課のほうから出していただいた国民健康保険税については、想定で171人で712万円と、それが今回については98人で234万円の国民健康保険税の滞納額であるという、そういうふうな形ではっきりしております。

また、住民税については、以前に調べたところ43人の滞納者数であったのが、それが現在、非常に少なくなったということで3万9,900円ですか、その額になったということで、以前については、これは外国人の納税者数全体については220万というふうな、43人の滞納者がいてということでありましたので、今、この外国人が南知多町に在籍する理由は、留学生であったり、それから実習生であったり、それからいわゆる南知多町の方と結婚されていて、既に南知多町の町民なんだけれど外国人籍があるだとか、さまざまな形で在留資格が混在しております。そういう点で今、国会等で問題になっています。やはり、この外国人の滞納者について、やはり南知多町としても、これは喫緊の課題として取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思ってこの質問をさせていただいているわけです。

では、滞納が実際に230万ばかりあるというような実態の中で、なぜこのような滞納額が発生しているのかと。それは、町の当局の皆さんはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

先ほどの総務部長が答弁した中での滞納の状況であります。外国人実習生につきましては、この11月8日現在の状況で国民健康保険税と町県民税合わせて延べ100人という状況であります。実際、この南知多町のほうに住民登録が設定してある方が、そのうち54人ありまして、そのうち外国人ということもありますが、既に職権消除、いわゆる行方不明とか、あと帰国したとか、そういったことがありまして所在が不明という方が多い状況になります。あと、町外への転出をされた方につきましても、こちらについては催告書とか督促状とか、滞納があった場合にはこちらの町のほうから送付したりするわけなんです。こういって町外へ転出した方につきましても、文書が届かないとか、そういう方が多い状況にあります。そこの転出先の市町村役場にも照会した場合であっても、もうそちらのほうで職権消除になっているとか、そういう状況があります。ということで、外国人の実習生につきましては行方不明となるような方が多くて滞納となっている形が多い状況でありますので、早目の滞納処分等により滞納を解消していく必要があるかなというふうに考えております。以上であります。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

いわゆるいなくなってしまうと、そういう方が非常に多いという実態が南知多町においてもあると。

じゃあ、なぜそんなふうになくなってしまふのかと。それで追跡もできないということがあると思うんですね。企業だとか、恐らくいろんな水産加工だとか、それからプラスチックだとか、それから農業、漁業、いろんなところで外国人の方を見かけます。私も豊浜を走っておりますと、朝、自転車によく走っていきます。師崎のほうでもそうです。

じゃあ、どういうふうに関係があったのかということまでは調査しておられますでしょうか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

先ほどの当初の質問の中にもあるかと思いますが、外国人実習生につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたように、転入届を出されるときに、こちら南知多町での研修先となっております法人や団体の方が、実際には外国人実習生の方ではなくて、今はほとんどの方が委任状を窓口に来られる方をお願いしまして、その委任を受けて転入届を出されます。そういうときに、こちらのほうも納税について、必ず国民健康保険税については、ほかの職場の健康保険とか後期高齢者医療とか、そういったところに入っていない方については基本的には国民健康保険に加入することになりますので、そうすると必ず国民健康保険税が発生しますので、そういった税についての納付についてはお願いをしております。

あと、実際をお願いをして外国人の方本人の名前で送っても、結局、日本語で書いてありますのでわかりにくいということで、その団体の方、法人の方にまとめて納付書を送らせてもらって、その納付についても協力をお願いしておる状況であります。以上であります。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

私が質問しておるのは、そういう細かいいろいろ工夫だとか、そういうことは2番目の質問のところで関連しておりますけど、実際に外国人の方がいなくなっちゃっていると。以前にお聞きしたところ、例えば内海地区でも1名の方が出国か県外へ行っちゃっていると。これは国保の関係の方からお聞きしております。豊浜でも、6名が不明で1名が県外へ行っていると。それから師崎でも、4名が不明で1名が出国している。あと、篠島の方も1名が県外へ行っちゃっているんだと。日間賀島だけは2名外国人の方が見えるけれど、しかし、これは十分に税金も納めてみえと。こういうふうなことの国保税の納め状況が、これは外国人という枠で聞いたところ、そういうところがありました。なので、実際にやっぱり南知多町にいる外国人の方が、なぜそんなふうにならなるとか県外へ行っちゃうとか、もう行方不明になってしまうかと、そういうことについて、その業者の方に一度、なぜですかという、また管理団体、ここでいうと師崎、内海、岩屋にありますね、管理団体が。そこの研修所及び管理団体の方にお聞きしたことはあるのかなのかということをお聞きしているんです。お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

現在におきましては、管理団体につきましては、先ほど税務課長が答弁しましたようにいろいろお願いしておりますが、その管理団体から次の企業先がどこに就職されたかというところまでは確認しておりませんので、そういったことは現在はやっておりません。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

そうすると、先ほど税務課長さんが言われたように、はっきりと転籍先がわかるところについては、追跡のはがき等だとか、それから直接職員が行かれるということは多分ないというふうに思っているんですが、どのような、これは2番に関連します。2番のところで回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ごめんなさい、3番ですね。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-3、外国人実習生の国保税や町民税の徴収のため、滞納対策を含めた町として工夫していること、また苦勞していることは何かにつきまして答弁させていただきます。

職場の健康保険や後期高齢者医療の被保険者でない方は、転入届により国民健康保険の資格取得となります。この後、通常は転入された方の前住所地の市町村役場に所得照会をすることにより所得を把握し、国民健康保険税を賦課しております。しかし、入国に伴い転入届を出される外国人実習生は、所得照会をする日本国内の前住所地はございませんので、転入届と同時に町県民税の申告を受け付け、所得を把握し、国民健康保険税を賦課しております。また、外国人実習生の多くは課税となる所得がございませんので、国民健康保険税の軽減措置の対象としております。

こうした転入時の受付業務により、課税後の過誤納が発生しないように努めておりま

す。

また、転入届には外国人実習生から委任を受けた日本での技能実習生の窓口となっている法人や団体の方が来庁され、手続をされることがほとんどでございますので、これらの方と話し合いをさせていただくことにより、南知多町での滞在期間を確認して国民健康保険の加入期間に沿った国民健康保険税の納付書を交付し、国民健康保険税を納付しようとするときには、これらの方に納付のお手伝いをしていただけるようお願いをいたしまして、国民健康保険税の未納や過誤納が発生しないように努めております。

特に苦勞ということではございませんが、転入・転出などに伴う国民健康保険の資格取得または資格喪失などに係る異動処理は月ごとに処理しておりますけれども、外国人実習生の異動分が200件を超えるほど多い月があるということでございます。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

その、やはり滞納についてはやっぱり問題だと思うんですね。ただ、やはり今の時代の中で、今の国会の中でも論議されておりますけど、低賃金といじめ、さまざまな外国人労働者を、結局使い捨ての労働者として使っているという、そういう実態が明らかになってきております。南知多町においても、そのような企業の皆さんの方は少ないとは思いますが、そういう形での話し合いだとか企業との話し合い、それから管理団体との話し合いなどはされてきたんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

今回の外国人実習生でございますが、この外国人実習生というのは、そもそも日本国内にある高度な技術を発展途上国の方に、その技能を習得していただくというところで行っておりますので、そういった方で、特に今、入国管理云々で言われております経済界の労働不足を補う云々で行っておるものではないものですから、その辺につきましては派遣先の企業とまでは確認はしておりません。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私は、ある、これは会社名は言いませんけど、中国人の実習生が来たときに、その会社では1年間は給料は小遣い程度、宿泊費と、それからいろいろな食費の部分は一応援助するけど、1年間はそのような程度、二、三万円の毎月の。それで2年目からは給料を払うと。このような扱い方をされてきた実習生がいます。現在はかなり改善はされてきていると思うんですけど、しかし、やはり、この最後の4番の質問ですが、いろいろな対策を町としても働きかけなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。

4番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-4、納税義務・滞納については、南知多町として研修所や実習生の就労企業・施設等への積極的にレクチャーと意見交換する機会を設け、条件整備とともに納税等の自覚を促す働きかけをしていくことが必要と考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

外国人実習生が入国後の研修先であります日本での技能実習の窓口となっている法人や団体の方とは、外国人実習生の転入届のときに国民健康保険税や町県民税の納付についてはお願いをしております。しかし、外国人実習生は、これらの研修先であります法人や団体から企業や個人の事業所などに派遣されることとなりますが、どこに派遣されるかについては確認がとれておりませんので、今のところ研修所や実習生の就労企業・施設等へのレクチャーと意見交換をする機会を設けることは考えておりません。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

外国人の方は、やっぱり大切な方でございます。これから日本の中でさまざまな多文化共生の外国人の方が来られます。南知多町においても今後ふえることは確実です。い

わゆる彼らを、ただ単なる使い捨ての労働者として見るんじゃなくて、南知多町の町民の一つの共生する住民として見ていくことが本当に必要だというふうに思います。そのためにも、今さまざまな形で問題となっております。できるだけ、やはりそういう低賃金で逃げていっちゃうだとか、そういうことがないように、そういうような施策については、企業等、積極的に行政としてかかわっていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時00分までといたします。

〔 休憩 11時51分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2. 名鉄内海駅のバリアフリー化について答弁をさせていただきます。

御質問の2-1、内海駅のエレベーター設置に向けて、これまで南知多町としてどんな働きかけの努力を名鉄電車株式会社にしてきたのかと、御質問の2-2、今後も粘り強く具体的な働きかけが必要だと思うが、どのように考えているのかにつきましては、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

内海駅のエレベーター設置につきましては、平成20年4月に町内の障害者団体や観光業者などから名古屋鉄道株式会社と愛知県に対して要望書が提出され、町議会的一般質問においても取り上げられております。町といたしましては、このような要望を事業者である名鉄に伝えるとともに、駅の整備計画等について協議をいたしました。

駅のバリアフリー化に係る名鉄側の方針は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー法）に基づきまして、鉄道駅のバリアフリー化を進めることとしております。移動等円滑化の促進に関する基本方針に沿って、まず1日平均5,000人以上の利用者のある鉄道駅の施設整備を進めると、こういうことをございました。当時の内海駅の利用者数は、1日平均およそ1,600人でありまして、名鉄といたしましては、当面の整備計画はないと、こういうことをございます。

その後、平成23年に国の示す基本方針が改正され、1日平均利用者数3,000人以上の鉄道駅を平成32年度までにバリアフリー化する目標となっておりますが、内海駅の利用者数は、いまだ基本方針に示す利用者数に達していない状況にあります。内海駅のエレベーター設置については、当面の整備予定はないということでございます。

このため、現在におきましても内海駅エレベーターの設置の働きかけについては思うように進んでいないのが現状でございます。

町といたしましては、今後も地域の声を事業者である名鉄に伝えていくとともに、海っ子バスとの連携強化などを通じまして、駅の利用促進に努め、基本方針の示す基準に近づけていく努力が必要だと、このように考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

町としてもこれまで努力はしてきたと、そういう回答でございます。

ただ、やはり私も内海に住んでおりまして、ある脳梗塞をやられた方が、名古屋にある講師として定期的に出かけると。そういう点で、非常に体が不自由になったものから、階段が上ってまた上ると2段の上がりになっています。また、下がって下がるという形になっているので、大変苦しいと。エレベーターを何とかならないのかという声が直接私のほうにも寄せられました。

また、私が内海駅でおりたときに、障害者の方の車椅子を4人ぐらいでずっておいでくるという、そういう状況もまま見ることもあります。

そういう点で、やはり最初に内海駅ができたときに、先ほど今も話しておったんですけど、つくればいいと、エレベーターを。なぜつくらなかったのかと、そういう問題にもさかのぼってしまいますけれど、しかし今それを言っても仕方ありません。

ただ、この内海駅の位置づけを、やはり南知多町で唯一の電車の駅でございます。やはり南知多町における観光の窓口ですね。もちろん美浜町の河和の駅もありますけれど、現在やっぱりあのような状況で階段があるということで、どうしても障害を持っておられた方が旅館などに泊まったときには、優先的に河和駅まで連れて行ってしまうと、内海駅は使わないと、こういうことが実際起きているわけでございます。やはりそういう

点では、ますます内海の、また南知多町の観光が、いわゆる廃れていくというか、そういうことがあってもいけないと思いますし、やっぱり障害者やさまざまな高齢者の方の利便性を発揮するためにも、ぜひとも引き続き要請していただきたいと思うんですね。

それで、町としてやっぱりトップの話し合いというか、実はこれこれこういうふうで、やっていただきたいんですよという話し合いがやっぱりどうしても私は必要だと思うんですね。そういう点では町長がどのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私、就任以来、内海駅のエレベーターの設置につきましては、その都度その都度ずっとそうするといいなど、そうするように努力すべきじゃないかということは言い続けられておる段階でございます。

トップで決まるものじゃなくて、ボトムアップして、こういうふう準備してきたからこれはできないかというふうな話し合いの前提がまだできていない状態でございますし、バリアフリー化法ができたときとか、そういうときそういうときに、もっとハードルが下がらないかなとか、そういうことは思ったんですが、23年だったんですね。今のところ、今、内田議員がおっしゃる障害を持った方たちについては、当然、公共事業を担う名古屋鉄道としては対応はしておるわけですが、その大量な人たちに対しての常にバリアフリー化するという、そういうターゲットに民間レベルでなっていない以上、全部公共のほうでやるということは到底考えられないことございまして、やはり企画部長が答えたとおり、こつこつと観光客を今のようなハンディーを持ちながらもふやしていく以外、民間と話せるチャンスをつくる努力をしない限り、いきなり行ってどうのこうのとか言える段階じゃないと思っていますが、もちろんチャンスがあればいつでもお願いはしております。以上でございます。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

私も、個人でありましたけど、名鉄まで電話しまして、そうして名鉄相談室の方とお

話しました。そうしたらば、ことし名鉄については、エレベーターを予定する駅は、新羽島駅、ここは約2,362人です、乗降客が。これは2013年度の統計ですけどね。それからもう一つ、南安城駅、これは4,861人の乗降客で、ここを整備すると。

だから、名鉄としては、やはりどんなに人数が少なからうが、いわゆるバリアフリー化、いわゆる障害者差別解消法というのができております。障害者差別解消法は、教育、雇用、そしていろんな公共交通、あらゆるところにこの解消法の枠ははまっています。なので、確かに乗降客をふやすという努力は一方では必要でございます。しかし、当然困っている人は毎日使用しているわけですから、そういう点では、粘り強い、強い働きかけをやはり今後もしていかなきゃいけないというふうに思いますので、町当局と一緒にやはり、例えば内海地区のいろんな盛り上がりだとか、そういうことも含めて、また南知多町の盛り上がりも含めて、強い要請をまた名鉄にお願いしたいと、こういうふうに思います。

では、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3-1、2017年度・2018年度（11月末現在）の南知多町の要支援・要介護認定者の総数は何人で、そのうち町が障害者控除対象者認定書を発行した数は何人かにつきまして、答弁させていただきます。

平成29年度末現在の要支援・要介護認定者の総数は908人です。また、平成30年度については11月末現在の集計が確定しておりませんので、平成30年10月末現在になりますが、要支援・要介護認定者の総数は949人でございます。

そのうち、町が要介護認定の資料をもとに障害者または特別障害者に準ずるものとして認定し、障害者控除対象者認定書を発行した数は、平成29年度におきましては53人でした。また、平成30年11月末現在では47人でございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

現在の認定者の数が発表されましたけれど、やはり非常にこれは少ない数だと、武豊

町と比べると大変少ない数だというふうに考えますが、部長さん、どうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

おっしゃるとおり、ネットでも公表されております自治体キャラバンの公表の数値と比較しますと、少ないということは言えると思います。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

実際に、今おっしゃられた自治体キャラバンの数字でいきますと、武豊町においては約1,439人、29年度ですね、そのうち1,337人が障害者認定控除の発行をしていると。そして、ことしも約1,424人の障害者認定されている方がいるんですが、まだその数字は武豊町は明確になっておりませんが、それ以前の2015年度、2016年度でも1,264人、1,349人と、ほぼ9割近くのいわゆる介護認定を受けた方については障害者控除認定がされていると、こういう実態があるわけです。

そういう点で、やはりこの南知多町の認定率というのは非常に低い実態があるんですね。なので、そういう点では、特に武豊町については要支援2以上については全て認定書を発行するという、そういうシステムになっているわけですね。南知多町についてもそういうふうにするべきじゃないかと、そういうふうに私は思います。

2番のほうの回答をよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3-2、南知多町も他市町のように、要支援1もしくは要介護1以上等の認定者は自動的に障害者控除対象者とすべきと考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されており、その中に、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人が含まれています。

具体的な認定につきましては、国の通知に基づきまして市町村が適当と考える方法で確認することとされており、本町における要介護認定の資料をもとにした認定については、他市町の例などを参考に、要支援1以上の方で障害高齢者の日常生活自立度、寝たきり度ともいいますが、また認知症高齢者の日常生活自立度により、障害者控除対象者を認定しております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

その認定の仕方は、国の法律がさまざまあるわけですけど、平成14年の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課が出している通知文書の中に、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについてという、こういう文書があります。その中では、どういうふうに国は言っているかという、確かに、るる障害者認定の基準と介護認定の基準は違うけれど、しかし控除対象にするには、いずれにしても市町村の交付した認定書は市町村が適切と考える方法で確認すればいいと、こういうふうに述べております。なので、武豊町においては、要支援2以上の介護認定者については、いわゆる障害者控除の発行をすると、そういうふうな扱いをしているわけですね。

先般、高齢者の保健介護課のところに行きましたところ、実際には、私もちょっと1つ持ってきましたけど、控除認定判定書というのはこういう書類があるわけですけど、これは直接的に本人のところへ送付していないんですよ。ほかの自治体では、より多くの認定者がやられているところについては、一応あなたは認定するかしないかはわかりませんが、こういう申請書を送って、いわゆる障害者控除認定をされたらどうですかとか、そういうふうなお知らせをするということをやっているんですよ。そういうところは明らかに認定率が高いわけです。南知多町については、そこはやられていないという実態があるわけですね。そういう点では、これをやりながら、ちゃんと送って、そして介護認定者については障害者控除の認定になるかもしれませんよという、そういうお知らせをやっぱりやるべきだというふうに思っていますが、3番のところの回答ですが、よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3-3、要支援1以上の全ての要介護認定者には、障害者控除対象者認定書、または障害者控除対象者認定申請書をまず自動的に個別に送付して、制度の周知を徹底する必要があると考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

前年度、障害者控除対象者認定書を発行した方につきましては、今年度から要介護認定の資料等を確認の上、障害者控除対象者認定書を発行し、送付する取り扱いを始めましたが、その数は46人であります。

御質問3-2でお答えした本町の基準に基づき、仮に対象者全員に認定書等を発行・送付する場合を想定しますと、今年度11月末において約850人の対象者がありますが、必ずしも全ての方が申告に必要がないということから、特に今年度も申告に必要と思われる前年度認定書を発行した方に対して、障害者控除対象者認定書を発行し、送付させていただいたものでございます。

その他の方につきましては、障害者控除対象者認定の申請が可能な場合があることを広報や町ホームページ、それから要介護認定結果を送付する際などに周知してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

しかし、やはりまだ知らないという方が数多くこの制度については見えるんじゃないかというふうに思います。

これはある新聞の記事でございますけど、要介護認定で障害者控除が68万円戻ってきたと。これは5年にさかのぼるんですね。障害者控除を認定されれば、そうすれば5年にさかのぼってその部分の所得税や住民税の控除ができるといういわゆる介護の認定者については、非常に少ない年金で暮らしてみえる方については大きなメリットなんですよ。

そういう点では、やはり認定はスムーズに進みますように、やはり余りにも南知多町の認定の数は少ないと思います。例えば、2016年度の数字で申しわけないんですが、どうなっているかと、これは自治体キャラバンの資料です。武豊町は1,349人です。実際、

介護認定者は、先ほど言いましたように1,400人です。約9割ですね。それから、美浜町も101人。美浜町も144人に送付しているということだそうです。南知多町は、2016年度は100人ですね。東浦町は158人。阿久比町は738人。ここは738人全員にこのいわゆる認定書の申請書を送付していると。だから、阿久比町は要介護1以上については全て障害者控除の認定書を発行しているという、こういう扱い方をしているんですね。

だから、そういう点では、ほかの市町の様子をもう一回見ていただいて、南知多町もできるだけ介護者に優しい、そういうふうな扱い方をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問4-1、高齢者ひとり世帯の方は何人で、障害者等で1人ではごみ出しができない方の支援はどのように考えているのかにつきまして、答弁させていただきます。

65歳以上の高齢者ひとり世帯は、住民基本台帳上の集計では、町全体で12月3日時点で1,294世帯あります。

障害等で1人ではごみ出しができない方などについては、実態は把握できておりませんが、ごみ出し等に困っておられる世帯があることは承知しております。

ごみ出しの支援につきましては、公的なサービスとしては、要支援・要介護認定を受けている方について、ヘルパーの業務として認められている場合もあります。また、要介護認定にかかわらず、シルバー人材センターの簡単ごみ出し、草取り、買い物などのワンコインサービスが利用できる場合があります。特定の地域では、助け合いの仕組みをつくり対応しているケースや隣近所の方の善意によって行われているケースなどがあると認識しております。

町では、高齢者世帯が増加する中、ごみ出しにつきましても地域支え合いの課題の一つと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、実際に障害等で1人ではごみ出しができない方の数が把握されていないと、これはやっぱり問題ではありませんか。やはり地域に優しい町になるためには、少なくとも、ああ、こういう形で困っている方が見えるんだということぐらいは各地区ごとに、もしくは地区のどこかのいわゆる班に任せるだとか、そういうようなことも含めて、まずは事態を把握すべきというふうに考えるんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

まずは実態がどうかということ把握したらどうかということだと思います。

次のお答えにもなるかもわからないんですが、それぞれの地域では、そんなような状況を多分把握、区長さんなり民生委員さんなりが把握されているのかなというふうに想像するんですが、そういう実態を協議する場として、この前の議員懇談会でもお話しさせていただいたんですが、協議する場として協議体というものを設置して、まずは地域で何が困ってみえるのかとか、そういうふうなことを把握していくと。おっしゃるとおり、そういうことをまずは実態を把握、問題を把握していくということが重要なことだと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

では、実態を把握されるわけですね。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

今申し上げたように、協議体の設置の中でそういったことの問題も検討していくということで、具体的にこういう方法で把握していくというのは今のところお答えすることはできないんですけれども、そういう中で、もちろんそういう困っているということがあるのであれば、把握して、それに対応していくということをお話していくという、そういうことになろうかと思っております。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これはやはり地域任せにするような課題ではなくて、一方では地域の協力を得ながら公的支援をどう構築するかと、こういうものであるというふうに位置づけなきゃいけないと思うんですよ。

とりわけごみ出しの問題でちょっとお聞きしますけれど、実際にごみ出しの部分でかかわっていて、この地域の方にはこういうふうな形で、この人についてはこういうふうな方が対応しているんだということの、そういうデータというものはあるんですか。

○議長（藤井満久君）

保健介護課長。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

ごみ出しなどの困っている方の実態把握から、その対応についてでございますけれども、実態把握につきましては、3年に1度程度の高齢者の暮らしにかかわるアンケート調査というものがございまして、そういうもので、何に困っていますかとか、どういうニーズがありますかというような調査を私どもでは実施をしております、今後も実施をしていく予定でございます。

あと、実態につきましては、いろんな地域ケア会議の場ですとか、あるいは日常業務の中で、それぞれのケアマネジャーですとか、地域の声ですね、そういったものを一つ一つ拾い上げて、そしてそれぞれ個別に抱えている問題が違いますので、どのような対応がまず可能かというところから解決策を今のところは用意していこうという対応でございます。

今後、議員さんのおっしゃる公的な部分の仕組みの構築については、部長が申しましたように、話し合いの協議体の場などでこれから具体的に考えていこうというような段取りで考えてございます。以上です。

○5 番（内田 保君）

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは続きまして、御質問4-2、高齢者ひとり世帯支援には、地域の助け合い組織を構築すると同時に公的なサービス組織を独自に用意していくことが必要であると考えますが、具体的にどのようなサービスを考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

町では、今後、新たに地域住民の方を主体とした地域支え合いの協議の場を育てていく取り組みを行ってまいります。これまでは、地域ケア会議の場などで、ごみ出し支援などについて、地域住民の方などを交えた話し合いの場を持ってきましたが、今後は地域住民の方を主体とした地域支え合いの協議の場などで、地域課題として住民の皆様とともに考え、その中で公的なサービスのあり方などについても新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これから高齢化がどんどん進む南知多でございます。やはり、もう地域の人も支え切れないような状態が出てくるということも想定されるわけですね。なので、やはり公的な責任というのは構築しなきゃいけないと思います。

例えば岡崎市なんかは、もう既に1人ではごみ出しができない方の数を集約しております。そして、週5日、いわゆる東西南北中の地区に分けて、その地区の430人のいわゆるごみ出しができない方がいるということをちゃんと把握して、そして月曜日から金曜日までずっと要するに収集に行っているわけですよ。岡崎市においては、市営のごみ処理施設というか、そういう形になっていますので、いわゆる市の職員の方をその地区にそれぞれ分けて、そしてきょうは月曜日は中地区、火曜日はいわゆる東地区と、こういうふうに回っていくわけです。

そこでは、要支援2以上の方で1人ではごみ出しができない方、もちろんこれは条件があります。だから、この申請書は岡崎市のホームページへ行きますとダウンロードできます。自分のごみ出しができないので、お願いしますという助け合いの岡崎市に対して要請があります。そうすると、さわやか収集でやりますよというふうなシステムができ上っているんですね。

例えば、市の職員が低床の2トン車、パッカー車では行けません、各それぞれのごみ出しができないような人のところに行って、そしてそこを回って回収してくるわけです。基本的にそのおうちの前のポリバケツの中に入れておいてもらおうと。そうして、そのところを市の職員が回って回収してくると。

先ほども言いましたように、介護のケアマネとヘルパーのサービスがとても大事です。だから、要するに自分では出せないような障害者の方で、なかなか体もうまく動かない方については、日常生活支援で、いわゆる前の日に、介護保険を使ったサービスをして、そして実際には介護保険の中にはごみ捨てというのはいないんですよね、そういうサービスは。だから、岡崎市の方も言っていましたけど、これはサービスになりますけど、だけど日常生活支援の中のサービスの中の一環としてボランティアでやっているののでできるんですと。

それで、ポリバケツの中に放り込むと。放り込んだやつを岡崎市の低床車が、それを回収していくと。だから、これは別ルートなんですね、全くの。パッカー車で一般の家庭のごみ出しの問題と、それから困難を抱えた本当にごみを出せないような御老人の家の回収は、個別にきちっと構築しているんです。

だから、そういう立場で、南知多町においても、それに近いようなところまでとは言いませんけれど、それに近い仕組みはつくっていくことは必要だと思います。

あわせて、ここの岡崎市の立場がすごいことは、本人も結局認知症が進んではいけないと。自分が認知症が進んで、もう全て人任せにしてしまうと、ますます介護度が上がってしまって、認知症も進行してしまうと。それではいけないので、できるだけ本人に分別のやつはやらせるようにしていると。ガラスのところペットボトルがまじったり、それから生ごみじゃないのに生ごみのところに入っておったり、そういうものがあっても、それは承知で回収すると。そうすると大変ですよ。だから、岡崎市の職員の方が、ああ、ここはちょっとえらいなと思ったら、そこについてはちょっと別に分別しなきゃいけない。だけど、そこまで介護者の立場に立って、やはり本人の立場に立って、回収のところまで目を行き届かせているんですね。

だから、そういうような仕組みを南知多町においても、まだまだ今地域の共同体が割と残っている地域ですから、そういう点ではもういいよというふうに思っているかもしれませんが、しかしこれはそんなことを言っておいたら、いつの間にか孤独老人がふえて、孤独死しているということが起きるかもしれません。なので、そういう点では、

やはりきっちりと、このような公的な仕組みを岡崎市に倣って、さわやか収集、広島  
の呉市もやっています、さわやか収集というのを。全国を見ると、やはりごみ出しが  
できないような御老人のごみ出しについての公的な仕組み、地域に任せてしまわない、  
公的な仕組みづくりは絶対に必要です。そういうことを思いませんか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

岡崎市の例は、今言われたように、最終的な公助、順番でいくと、自助・互助・共  
助・公助という順番でいきますと最終的な、何ともならんから役所がやるんだと、そ  
ういうことで、必要だからやると、そういう状況になっているということだと思います。

南知多町が今からやろうとしているのは、その順番でいきますと、まずは互助の段階  
で、ボランティア、あるいは有償のボランティアも含めて、そういう方々に担って  
いただけるかどうかというのをこれから、先ほど言われたように実態把握して、  
これから協議の場で対応を考えていくというようなことで、最終的にそういうことが必要になっ  
てくるかもわかりませんが、それをこれから地域支え合いの関係で協議していく  
という考えでございます。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

これはやっぱり段階論じゃないと思うんですね。もう既にまず実態を把握されてい  
ないんですから。ひょっとして中にはごみ出しに困ってみえる方がいるかもしれませ  
んよ、黙っているだけで。

町としては、やっぱり公的な支援としては、こういうふうなごみ出しについては考  
え方がありますよ、日常生活支援はこうですよ。それから、一方では買い物はこ  
ういうふうにしますよ。それから、西端地区のように、100円で車を運転して  
いって病院まで連れて行ってくれるという、そういうことも始まっていますけど、  
じゃあそこには事故を起こしたらどうするんですかと、そういう問題も出てくる  
わけですね。

そういうことを踏まえて、公的なあり方の問題については、いわゆる段階論  
ではなくて、地域の、もちろん公的組織を、市営組織をつくっていくことも  
とても大事なことで

ありますけれど、行政の責任としての町民を守るといふ、そのスタンスはやはり崩れないのだと思います。ぜひともそこら辺のところをよろしく考えていただきたいと思ひます。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時45分までといたします。

〔 休憩 13時35分 〕

〔 再開 13時45分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

○7番（服部光男君）

一般質問、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

壇上では、通告書の朗読とさせていただきます。

1番、ブロック塀等撤去費補助金交付について。

本年6月18日、大阪府北部地震が発生し、高槻市で小学生が倒れてきたブロック塀の下敷きになり死亡した。これを受け、各自治体も補助金を出して危険なブロック塀を撤去する方針を打ち出した。本町も早速補助金交付についての要綱を創設した。しかし、その適用開始年月日が平成30年10月1日であった。

本年9月議会において、ブロック塀等撤去費補助金創設に関する補正予算の審議の際、さかのぼっての交付について議員より質疑があったが、さかのぼりしないとの回答であった。

そこで質問です。

1. 半田市では、補助金交付要綱は以前からあったが、今回の事故を受けて、補助金の増額を平成30年6月18日にさかのぼる附則を設けた。本町において、10月1日以前に、自分のブロック塀で迷惑をかけたなら申しわけないと自発的に撤去工事をした町民もいるが、さかのぼっての交付ができる要綱の見直しを考えてはどうか。

2番、太陽光発電施設の適切な設置について。

固定価格買い取り制度（FIT制度）が平成24年7月に創設されて、一般の家、屋上、空き地にソーラーをよく見かけるようになりましたが、最近山肌を削っての設置、他

家に隣接しての設置も多く見られる。

資源エネルギー庁も危惧するように、近年、専門的な知識もなく、利益を追従する事業としての参入業者がふえ、安全性の確保、地域住民との関係が悪化することも問題視される。

そこで質問です。

1. 前述のような業者による太陽光発電施設の設置により、台風や豪雨の際に、雨水や土砂の流出も危惧される。

資源エネルギー庁のガイドラインにも、設置者による地域や自治体への説明を求める旨の記述があります。本町としても、小型風力発電施設と同様に、太陽光発電施設についてもガイドラインを策定すべき時期に来ていると思うが、どのように考えるか。

3番、災害時の停電対応について。

今夏、台風21号、24号と相次いでの襲来により、南知多町でも役場庁舎をはじめ多くの家庭で停電になった。しかも例年になく長時間の停電を体験しました。そして、長期の停電で通信も途絶え、情報はスマートフォン、携帯電話からという神話は崩れ去りました。

役場災害対策本部の基本である職員の招集にも影響があったようですが。

そこで質問です。

1. この経験を生かし、職員との連絡手段に対し、何らかの対策をしたか。

2. 携帯電話通信主要各社に対し、基地局のバッテリー増強等、通信の確保についての要請はしたのか。

3. 役場災害対策本部機能としては、停電時、非常用発電機での対応と思うが、発電機の電源のみで本部機能の運営は大丈夫なのか。

東日本大震災で、発電機は助かったが、その後の燃料の確保ができずに電源喪失をした事例もあったようだが、大災害時での対応はできているのか。

4番、災害時の避難所のあり方について。

今夏の台風襲来時、避難準備等の発令広報はタイミング的にも大変よかったと理解しています。ひとり暮らし、高齢者世帯では、不安な中で自宅にいるより、避難所へ行けば安心との思いからか、避難される方の人数はふえている。

そこで、避難所に対する認識について質問する。

1. 内海地区ではサービスセンターが風水害時の避難所となっているが、設備、装備

的にも安心・安全な内海防災センターがあるが、何とか使えるようにならないのか。

2. 山海地区では、旧山海小学校のふれあい会館に、台風24号の際に33名の方が避難された。一方で、山海地区での津波災害時の避難所になっている岩屋公民館の整備がおこなわれている。

山海地区の要望として、防災倉庫の設置要望が出ているようだが、現在の状況はどうか。

3. 内海東端地区の公民館では、豪雨・台風の際には区長さん、区議員さんたちが自発的に避難所として住民のお世話をしている。このように、各地区でも住民の要望、運営にかかわる地区のボランティアの確保等、できるところから自主避難所を開設していただくと大変ありがたいと思う。そのような要望は私も6月議会で質問したが、その後の進行状況はどうか。

4. 備蓄品について町内の避難施設での備蓄食料の目標数4万6,000食に対し、平成30年10月時点で3万3,000食の配備ができています。目標数量が完全に配備されるのは、いつを目標にしているのか。

前提となる目標数量とはどのように決めているのか。被災予測人数、何日分を予定しているのか。また、各自の持ち寄りをどのくらい見込んでいるのか。

5. 非常食、飲料水、衣服等は避難する人が非常持ち出し品として用意すべきだが、現実には避難所へ行けば何かあるだろうと思う人もいるが、高齢者等、荷物を持ってない人もいます。

そこで、避難するとき守ってほしいルールをわかりやすく説明、周知するべきと思うが、どのように考えるか。

以上で一般質問の通告書朗読を終わらせていただきますが、追加質問におきましては自席で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-1、半田市では、補助金交付要綱は以前からあったが、今回の事故を受けて、補助金の増額を平成30年6月18日にさかのぼる附則を設けた。本町において、10月1日以前に、自分のブロック塀等で迷惑をかけたなら申しわけないと自発的に撤去工事をした町民もいるが、さかのぼっての交付ができる要綱の見直しを考えてはど

うかにつきまして、答弁させていただきます。

まず、半田市につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成25年度よりブロック塀の撤去に対し補助金の交付を行っており、今回の事故を受け、平成30年6月18日にさかのぼって補助金の増額をしております。

しかし、附則の内容は、平成30年6月18日以降申請のあったブロック塀等撤去工事について適用するとあり、これは既に補助申請のあった者に限り、さかのぼって補助金額を増額するものでありまして、撤去済みのブロック塀に対しての補助申請を受け付けるものではありません。

本町におきましては、平成30年10月1日から適用するブロック塀等撤去費補助金交付要綱を創設したわけではありますが、本年9月議会で答弁しましたとおり、本来、個人の所有物であるブロック塀等は個人の責任において対処するべきものと考えております。

しかし、災害から生命を守る観点から、なかなか進まない危険なブロック塀等の撤去を促進するため補助制度を設けたものでありますので、適用日をさかのぼって交付する要綱の見直しについては考えておりません。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

まず、基本的なところから質問いたします。

ブロック塀等撤去費補助金は、9月議会で400万円の補正予算を組んだものですが、確認させていただきます。10月1日以降で、ブロック塀等の撤去費用申請の件数及び適用した補助金の総額は幾らなんでしょうか。現在申請中も含めて教えていただきたいと思えます。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

申請の件数及び補助金の総額につきましては、申請中も含めまして、現在7件、補助金の総額は35万8,000円でございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この補助金の予算の目的とといいますか、せっかくつけた補助金の予算ですが、これはたくさん使っていただけるほど危険なブロック塀がなくなるということで、町内で安心・安全がふえると解釈いたしますが、この補助金支給の期間の限定というのは考えておりますでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

補助金支給の期間の限定の件でございますが、自治体によりましては、補助金交付要綱等も効力を期間限定で行っているところもございます。しかし、本町におきましては、期間の限定等は行っておりません。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

期限がないというのは理解させていただきましたが、予算の額のほうなんです、同額で確保していくのか、どうなんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

来年度以降の予算の確保の件だと思いますが、予算の確保につきましては、今後の申請件数、補助額の状況を見まして、予算措置をしていきたいと考えております。

なお、来年度につきましては、今年度同様、400万円を予算措置していきたいと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

最初の答弁でございましたが、本来、個人の所有物であるブロック塀は個人の責任に

において対処すべきである。そのために補助金の制度を用意した。そのきっかけになるのが補助金制度ということでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

議員のおっしゃるとおり、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的に設けた補助制度でありますので、ブロック塀の所有者が少しでも撤去しやすいように、補助金を交付することで、危険なブロック塀等の撤去を促すものでございます。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この制度を設けて、ブロック塀をとにかく早く危険なものを撤去していただきたい、そういう思いが入っていると思いますが、もう一つのきっかけとしまして、他の自治体もそうなんです、やはり6月18日の事故といいますか、これをきっかけに各自治体も制度を設けたというのが多いんですが、南知多町でもこの事故がきっかけになったということはあったでしょうか。直接のきっかけになったかどうかということをお教えください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

議員のおっしゃるとおり、こちらにつきましても大阪府北部地震の高槻市のブロック塀等倒壊事故がブロック塀の撤去の補助金の制度をつくった要因の一つではあります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この補助金の制度そのものを決めているのが要綱という縛りといいますか、取り決め

でやっているんですが、私がちょっと調べて、要綱、条例、いろいろあると思いますが、要綱というのは内部的にいろんなものを取り決める最低限の簡単な取り決めのものと理解しておりますが、この要綱については変更は可能というふうな認識でしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

要綱が変更可能かということでございますが、ブロック塀等の撤去費の補助制度にかかわらず、社会的な要因などにより変更することが必要でありますれば、どの制度においても補助金の要綱を変更することは可能であると考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

当然、人が決めたことでありまして、変えようと思えば憲法でも変えられるんじゃないかと思っております。実際に、この要綱、多くは事故のあった高槻市を中心にしてなんですが、要綱を定めた日にちよりさかのぼって適用するという意味で、附則という形で要綱を見直すという自治体が数多く、調べたところ出てまいりました。もちろん高槻市はそうなんですが、神戸市、伊丹市、京都府の久御山町、加古川市、八尾市、摂津、姫路、日野、愛知県でも江南市、たくさんの自治体がこれを特例として6月18日にさかのぼって適用する、申請することが可能なのということが、そういう自治体がたくさん出ております。

このように、要綱を変えてでも、やはりブロック塀を自主的に変えた方は、この補助金があったからブロック塀を撤去したのではなくて、たまたまこの事故をテレビ等を見て、聞いて、自分のところのブロック塀がまた誰かの迷惑になってはいけない、通学路にあるブロック塀を何とか撤去しようという自主的にやった方たち、そういった方たちを救済するために、この自治体の方たちも制度をさかのぼってやろうとしております。要綱を変えてやる自治体が正解なのか、頑張っている自治体がどうなのかということも含めまして、再度お聞きいたします。

何とかこのせっかく用意した400万円を有効に使うということも必要と考えた上で回答をいただけたらと思っておりますが、例えば附則として、30年6月18日から、要綱の設定日

であります前日の9月30日までの間を特例として補助金の申請をすることができるというように一文を入れることはどうでしょうか、お考えいただけないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、やはり個人の所有物であるブロック塀等は個人の責任において対処すべきものと考えております。

今回、補助制度を設けさせていただいた目的としましては、なかなか進まない危険なブロック塀等の撤去を促進していくものでございます。仮に議員のおっしゃる6月18日にさかのぼって補助金を交付することとなると、既に撤去されたブロック塀等が補助金の交付要件に該当していたのかをさかのぼって判断する必要があり、撤去した日がいつだったのか、高さは1メートル以上あったのかなど、補助金を交付するには不確定な要素がございます。事前に撤去前の写真があり、見積書や領収書により確認が可能な場合もあるかもしれませんが、そのような確認書類がない人については補助金が交付できないこととなり、不公平感を生じることになる可能性もございます。

また、本町においては、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されており、そのことで6月18日以前に自発的にブロック塀等の撤去工事を行っている方も見えるかもしれませんが、仮に6月18日にさかのぼって補助金を交付することとなると、6月18日以前に同じように自発的にブロック塀等を撤去していただいた方には補助金の交付ができないこととなり、不公平感が生じることになります。

なお、知多管内の市町を確認したところ、同じような理由により、ブロック塀等の撤去に係る補助金の遡及適用は行っておりません。

本町としましては、補助金を交付するからには、工事の着手前に補助金の交付要件に該当している危険なブロック塀等なのかを確認した上で補助金の交付決定をしていく必要があると考えておりますので、補助金の遡及適用については考えておりません。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

大変強い意思を感じております。これ以上議論してもちょっと堂々めぐりになりそうですし、後の質問もありますので、一旦打ち切らせていただいて、この後また個人的に要望してまいりたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-1、前述のような業者による太陽光発電施設の設置により、台風や豪雨の際に、雨水や土砂の流出も危惧される。資源エネルギー庁のガイドラインにも、設置者による地域や自治体への説明を求める旨の記述があります。本町としても、小型風力発電施設と同様に、太陽光発電施設についてもガイドラインを策定すべき時期に来ていると思うが、どのように考えるかにつきまして、答弁させていただきます。

小型風力発電施設につきましては、南知多町小型風力発電施設設置に関するガイドラインを平成30年7月10日に施行し、同日、町公式ホームページへ掲載いたしました。また、同日付で、町内に風力発電施設の設置予定のある事業者4社には本町ガイドラインを送付しております。

太陽光発電施設につきましては、平成30年6月6日付で町公式ホームページより資源エネルギー庁のホームページの太陽光発電事業計画策定ガイドラインへリンクを張り、確認ができるようにいたしました。業者から相談があった場合には、国のこのガイドラインを遵守するようお願いしております。町の太陽光発電施設のガイドライン策定につきましては、国、県及び近隣市町の動向を注視し、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先ほど片山議員もソーラーの施設に対してのいろんなことを質問されておりました。本来、私もこのソーラーに関しては基本的には賛成でございます。再生可能エネルギーというのは、資源が枯渇しないという利点があり、資源の少ない我が国にとっては、国

の支援もあって、すばらしい将来が待ち受けているはずでございました。

ですが、現在どこかで何か違う道を進んでいるような気がいたします。工場の跡地利用とか、当初は計画的な発電事業でありましたが、その後、事業のみが先走るといいますか、専門知識も不足したまま事業に参入する業者も多く、その結果として、各地で山肌がめくられ、大雨が降れば即土砂災害発生危険性がある事例も発生してきております。防災の観点からも乱開発を規制すべきではないかと、私なりに調べさせていただきましたが、そもそも太陽光発電の設備というのは建築物には該当しないということで、建築基準法にも触れず、土地の形状を大きく変えなければ開発許可も必要ないということですが、町としての見解としてはどのように理解してみえるでしょうか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの服部議員の再質問であります。土地の形状を大きく変えなければ開発許可は必要ないとのことだが、町の見解としてはどのように判断しているのかということですが、これについてお答えさせていただきます。

国の法令や愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準などにより規制のかかる場合には許可や届け出の必要があります。町としましては、それ以上の条例の制定はできないものと考えておりますが、太陽光発電の設置に関するガイドラインにつきましては、本年7月10日に施行しました南知多町小型風力発電施設設置に関するガイドライン、こういったことを参考にしながら、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

現実にはソーラー発電施設が至るところにありまして、山肌が削られ、大雨による土砂崩れ等で、自治体によりましては、神戸市では神戸市内で新幹線をもとめるような事態も発生しております。このため、神戸市では、太陽光パネルの設置に対して、ガイドラインよりもより規制力のある条例制定をこの12月議会で目指しているようです。

南知多町内でも大雨の状況によっては、以前もありましたが、道路まで土砂が流れ出

る、そんなような形で通行不能になるおそれは今後も十分考えられます。万一、町内でこのような事態になり、大量の土砂が流出し、道路、または河川へ流れ込むことも考えられます。そういったときのしゅんせつとか、いろんな状況も発生してくると思いますが、このような土砂撤去及び復旧に係る経費というのは、本来どなたの責任になると理解してみえるでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

太陽光発電の施設には限りませんが、道路河川管理者の立場から申し上げますと、責任の所在につきましてはケース・バイ・ケースでありまして、一概には言えませんが、一般的に台風や地震など自然災害が起こった損害につきましては、不可抗力とみなされ、賠償責任は負いません。しかし、原因者が管理責任を怠った場合など、管理に瑕疵のある場合は、原因者の責任であると考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

その管理責任を問うという場合は、災害、土砂災害が、土砂流出の前にどのような状態になっていたかというのは、見るべき事前の調査も必要になってくると思いますが、できればそのようなおそれのあるところだけでも写真でちょっと確認するような作業もしておいていただけたらと思います。

ちょっと調べてみましたが、平成28年3月の統計なんですけど、全国で一番の太陽光発電施設の導入実績があるのが茨城県だそうです。山の多い地域というのは大変失礼になるかもしれませんが、耕作放棄地、ゴルフ場の跡地、当初は夢の世界ということで積極的に導入していたそうなんですけど、年を重ねるごとに、施設の設置運営に関する法令、基準がないもんですから、また自治体や住民にも知らされないまま工事が進められる。そして、景観とか生活環境の問題、先ほどもありましたが、この地域でも景観には問題がないという答弁も片山議員のときに答弁でありましたが、私は景観というのは、この地域に、南知多だと特に観光とかいろんなもので見た場合に、景観というのは主観もありますけど、私は大いに問題にすべきことだと思っております。そういった景観や生活

環境の問題、土砂流出などの安全に対する不安から、住民とのトラブルもいっぱい出てきたそうです。その後、これではいけないということで、適切な設置管理を促すためのガイドラインを作成するに至ったそうです。

ガイドラインにおきましては、この近くでは田原市が先行しておりまして、28年4月1日に施行しております。常滑市も来年の1月1日の施行に向けて進めているというのが、先日の新聞の記事でも発表されておりました。自分たちのまちは自分たちの手で守る、先ほどの神戸市のように条例で規制するというのがベストなのかもしれませんが、やはり自分たちを守るはずの条例がどこかでまた違う開発をしたくなるときに手かせ足かせとなるということで、大変難しいかもしれません。

そういったところで、まずはガイドラインを何とか考えていただきたいということで、田原市のガイドラインを私も見させていただきました。遵守、自粛、または設置事後の届けを出してください、いろんなことも書いてあると思います。

ですが、そういったことを参考にしながら、南知多独自の何かやはりこの観光資源を守るとか、そういったことも含めまして、再度やはり防災の面で一番気になるものですから、大雨が降れば道路河川への影響は大きい。また、先ほども言われましたように、管理責任とはここまでありますよということも設置者、発電事業者、そういった方たちにも確認してもらって、知らなかったじゃ済まないということもそういったところで徹底していただきたいと思います。たまたま南知多町も大きなメガソーラーというのはまだないはずではございますが、万が一これが計画が来てできちゃったときに、しまったあのときに決めておけばよかった、何か防御策をつくっておけばというんじゃないで、今のうちに何かそういった不安材料は取り除くという意味でも、ガイドラインとか、そういったものの項目を見直してやっていただけたらと思いますが、ぜひこれは策定を強力に望みます。

ということで、ちょっと先走りかもしれませんが、やるとしたらいつごろを目指せるのかどうか、また目標といいますか、どういう方向で今検討しているかということ、町長、一言、お答えいただけますでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

少しでも早いほうがいいと皆さん思っておみえになられると思いますので、それにこ

したことはないと思います。

しかし、近隣市町の動向等を眺めながらも、ガイドラインの策定がおくれることで本町のリスクがより高まるようなことが考えられる前に、策定を急ぐよう、関係各課と協議して検討してまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

常滑市が年明け早々にやるということで、何とか年度内か年度が明けてすぐぐらいに何かできると、大変安心感が一つふえるかなと思っております。

もう一つは、これは我が町だけのことではないですが、やはり20年間の売電契約ということで、裏を返すと20年後には売電価格も物すごく下がってしまう、魅力がなくなるといことで、片づけるのにお金がかかるならそのまま放置しようというところが出てくると思います。そういった入り口だけではなく、この事業の出口に関しても何らかの県なり国への働きかけをやりながら、みんないい閉じ方ができるようなことも検討していただけたらと思います。

ガイドラインをとりあえず早急に整備していただきたいことをお願いしまして、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問3-1、この経験を生かし、職員との連絡手段に対し、何らかの対策をしたのかにつきまして、答弁させていただきます。

風水害における災害対策本部職員の招集につきましては、通常、電話、メール等によって対象職員に伝達をしております。

本年9月4日の台風21号の際は、台風が通過し、大雨警報等が解除され、職員を解散した後、しばらくして再び大雨警報が発表されたため、再度、災害対策本部を立ち上げ、改めて職員を招集することとなりました。この際、内海、豊浜等一部の地域で長時間の停電が発生しておりまして、家庭電話及び携帯電話が繋がらなくなったため、これらの地域に在住する職員の招集に影響が生じました。

原因といたしましては、長時間の停電により携帯電話の電波を受信する基地局のバッテリーが切れ、通信ができなくなったものと考えられます。

御指摘のありましたとおり、今回の台風のように、長時間の停電により家庭電話や携帯電話の通信が途絶えることも想定いたしまして、本部職員の確保に努めていく必要があると考えております。

今後は、電池式ラジオ等による自主的な情報収集活動を職員に意識づけしていくとともに、通信が途絶えることにより職員の招集に影響が生じた場合は、通信可能な地域に在住する職員の中から臨機応変に招集して要員を確保する等、災害対策本部機能の維持に努めてまいります。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今回の停電事故は、大変なこともあった、職員の再招集に関してもちよつと障害になったというようなことでしたが、これはまさにふだんの準備、BCPを問われるような事態でございました。ですが、大災害のシミュレーションだと思えば、いい経験をされて、これからのことでまたいろんな計画なり何なりをつくっていただけたらと思います。

家庭でもテレビが使えない、スマホも使えないということで、大変活躍したのがやはりAMラジオでした。家族に一つずつたまたまあったものですから、違う部屋で聞いていたということもあります。少ない情報量の中で、天気予報がまず一番、台風がどこへ行ったのかなという情報を収集するということなんですが、先ほどもありましたように、職員の方も電話での招集ができなかったというときに、ラジオの天気予報で状況を聞きながら自主判断する。自分で決めて、自分で動くというようなことをより推進していただければと思っております。

もう一つ、電話が使えない、家庭用の電話も電源が今要るということで、電源の要らない電話を用意するのもですが、災害時にはやはり公衆電話が一番頼りになる、つながるんじゃないかということなんですが、町の対策本部自体は非常発電があったということなんですが、本来電源がなくても使えるような電話があるのかどうかということをお聞きしたいのと、もう一つ、今言った公衆電話の設置場所、ふだん余り使ったこと

がない公衆電話があっても見過ごしちゃうといいますか、素通りしてしまして、どこにあるのかわからないけれど、いざというときに使えるためにも、どこか防災マップに載せていただけたらと思うんですが、その辺も含めてお答えをお願いします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

まず、受ける側の町の電話機についてですが、庁舎が停電した場合、電話交換機の機能が停止して使用できなくなる回線もありますが、庁舎内の電話器のうち4つの回線は、停電により交換機の機能が停止しても外部と直接通話することが可能な電話となっております。

次に、公衆電話であります。こちらも災害などの緊急時において、電話が混み合い、通信規制が実施される場合であっても、通信規制の対象外として取り扱われる災害時優先電話として、災害時の有効な通信手段となります。町内の公衆電話設置場所のマップは、NTT西日本、こちらのホームページで公表されておりますので、今後、この情報を町民の方に周知していくことを検討してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今の公衆電話がどこにあるかというのも、「みなみちた」広報でも結構ですし、何らかの方法で町民の皆さんにお知らせという形で周知していただけたらと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問3-2、携帯電話通信主要各社に対し、基地局のバッテリー増強等、通信の確保についての要請はしたのかにつきまして、答弁させていただきます。

今回、通信が途絶えたことを踏まえ、携帯電話事業者に問い合わせをいたしました。携帯電話基地局は、停電時もバッテリーにより数時間は使用可能ですが、停電が長期化した場合、バッテリー切れにより通信が途絶える可能性があるとのことでございました。

また、各携帯電話事業者は、災害・復興支援対策として、都道府県庁や市町村役場をカバーする基地局の無停電化や24時間バッテリー化などの停電対策強化を図っており、本町の庁舎も停電対策の強化対象施設に位置づけられております。

しかしながら、特定の自治体全域をカバーする全ての基地局を優先して対策を講ずることは、現状では困難であるということでした。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

通信会社も結局お客さんを一生懸命取り合う競争社会でございます。電波で飯を食っている以上、それを有効に通信を確保するというのもやはり営業のメリットとして頑張っていってもらえるんじゃないか。バッテリーの増強、今も出ましたように24時間完璧に使えるような基地局を確保、私たち素人が考えても、日中のソーラーでバッテリーを充電して24時間ずうっと使えるものは、今のレベルでいけば、もうそんなに難しいことじゃないとは思っております。そのような設備は当然通信各社もやってくると思いますが、順番はやはり物理的に多分問題が出てくると思います。そういったときに南知多町を優先的にそういった工事を入れてもらえるような努力、要請もしていただけたらと思います。

そしてもう一つ、停電によりみんなが困った問題で、スマホ等携帯電話が電池切れになると。充電ができなかったという人がそこそこお見えになりました。個人では車で充電してみたり、モバイルバッテリーというのをそろえてきた人もおりますが、役場とか防災センターとか、そういったところで充電できる場所、また充電する方法、対策というのは準備しているんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

スマートフォンの充電対策ということですが、やはりスマートフォンや携帯電話は、被災状況の把握や家族の安否確認など、災害時における情報収集の生命線と考えております。

しかし、充電が切れてしまっただけでは役に立ちませんので、まずは日ごろから防災グッズ

の一つとして持ち運び用充電器、いわゆるモバイルバッテリーを準備して、いざというときに備えていただきたいものであります。

また、各携帯電話事業者は、大規模災害時における避難所支援として、携帯電話無料充電、無料Wi-Fiサービス等に取り組んでおり、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震発生時には、実際に多くの避難所で支援措置が行われました。

本町においても、大規模災害が発生し、長期間避難所生活を余儀なくされるような事態が生じた場合には、所要の支援措置を要請してまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

そういった支援を要請していただくのも大変重要だと思いますが、今言ったように、自分のスマホを充電切れにさせるんじゃなくて、自分で何とか通信を確保しようということもある種自助ということだと思います。自分のコードとか、充電するなりの準備をしておくなり、車で充電するなりということできますので、こういったことを例えば豆知識として、またお知らせの場へ出していただけたらと思います。

内海防災センターのほうも、私たちが防災の団体として使わせてもらっておりますが、そこにも先日、例えばこういうふうで困った人が来たときに何とか対応できるようにということで、今、スマホ、携帯電話、特にスマホ中心なんですが、そういったコード、そういったものも用意して、あそこも発電施設があるものですから、何とか対応できるようなことを整えたところでございます。

それでは、次の質問をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問3-3、役場災害対策本部機能としては、停電時、発電機の電源のみで本部機能の運営は大丈夫なのか。また、大災害時での対応はできているのかにつきまして答弁させていただきます。

災害対策本部が果たすべき役割は、被災状況を迅速に収集し、その収集した情報に基づき県・国に対して的確な支援要請を行う等、防災対応の根幹的な機能であり、その機

能を維持することは本町の防災対策上必要不可欠でございます。

災害対策本部機能を維持するため、本町の庁舎には約8時間稼働する非常用発電機と、その予備燃料といたしまして140リットル、およそ6時間分を確保しており、本年9月4日の台風21号に伴う停電時には、非常用発電機に切りかえ、災害対策本部活動を継続いたしました。これまでの災害に伴う停電の際は、幸いにいたしまして備蓄燃料にて対応することが可能でしたが、御質問のとおり、大災害に伴うより長期の停電に備えることが肝要でございます。

本町では、このような大規模災害時に備え、非常用発電機の燃料等の確保のために、町内の石油業者で構成する愛知県石油業協同組合知多第一地区南知多グループと災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結しております。長期の停電により非常用発電機の備蓄燃料が不足すると見込まれる場合は、この協定に基づき、非常用発電機の燃料である軽油の供給を要請いたします。

また、今後発生が懸念される南海トラフ地震等、未曾有の大規模災害発生時には、町内の事業者にも甚大な被害が発生していると想定されることから、県災害対策本部を通じて、町域、県域を超えた広域的な供給要請を行っていくこととなります。以上でございます。

**○7番（服部光男君）**

次、お願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

総務部長。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは続きまして4の項目、御質問4-1、設備、装備的にも安心・安全な内海防災センターがあるが、何とか使えるようにならないのかにつきまして、答弁をさせていただきます。

内海防災センターは、平常時における地域住民の防災教育と自主防災会の活動拠点の機能と、地震・津波発生時における一次避難者の救援活動及び負傷者等の収容・避難施設としての機能を果たすことが想定されております。

一方で、台風や豪雨による風水害時には、長期間の降雨に伴う土壌中の水分量の増加によりまして土砂災害発生リスクも高まってまいります。そのため、避難所の開設の可否に当たっては、土砂災害の危険性の有無を踏まえて検討する必要があると考えてお

ります。

内海防災センターは、建設後の平成29年3月28日に、建物及び敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されましたので、当センターを風水害の避難所に位置づけることは、現状では難しいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

防災の拠点になるはずの防災センターが使えない、これは風水害時のときにはどうのこうのというのはちょっと残念ですので、「何とか県のほうとも相談して、早急な対応をしていきます」、そういう答えをいただきたいと思っておりますが、期待しまして、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問4-2、山海地区の要望として防災倉庫の設置要望が出ているようだが、現在の状況はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

現在、岩屋公民館は、地震・津波発生時の二次避難所に位置づけております。御質問のとおり、岩屋公民館周辺に内海・山海防災連絡協議会の備品と町が備蓄する非常食や飲料水等が保管できる倉庫の設置要望がございました。

町といたしましては、自主防災会の備品等を保管する倉庫につきましては、各地区での整備をお願いしており、整備促進ため、町の補助制度の活用を周知しているところでございます。

また、現状では、町の備蓄食料につきましては、町内5地区の拠点施設となる役場本庁と内海・篠島・日間賀島の防災センター及び師崎避難所において保管し、災害時に各避難所へ状況に応じて分配・配送することとしております。

したがいまして、町といたしましては、山海地区に防災倉庫を設置する予定はございませんが、既存の施設の活用の検討や自主防災会防災資機材補助制度等を活用しての防災倉庫の整備などを山海地区に提案させていただいたところでございます。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

山海地区というのは、とといいますか大字といいますか、内海とはちょっと離れた場所でございます。そして山海地区でも、神戸、松原、西村、大泊、大変津波の被害といいますと甚大な被害が予想されますので、ぜひ岩屋公民館、岩屋地区での整備のみならず、山海地区の避難所として防災倉庫、そして備蓄品、いろんなものに対しての整備を要望いたします。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

御質問4-3、各地区でもできるところから自主避難所を開設していただくと大変ありがたいと思う。そのような要望は私も6月議会で質問したが、その後の進行状況はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

ことは大型の台風が複数上陸いたしまして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令に伴い、4度にわたり避難所を開設いたしました。そのような中、9月30日の台風24号の際は、内海の東端区をはじめ3つの区が自主避難所を開設し、避難者の受け入れをしていただきました。これは、6月議会で議員が質問された、避難所までの道のり等、状況によっては指定避難所ではなく近くの公民館へ避難が実施された形となりました。

昨今の気象状況や高齢化の影響により、災害時の避難の回数や避難者数の増加も考えられ、町が開設する避難所よりも近い地元の公民館等への避難を希望される方がふえてくるのが考えられます。町としましても、区長代表者会、また地区の自主防災会の会議や防災リーダー養成講座の際、自主避難所開設の取り組みを実施している区があることを紹介いたしました。

人員の確保等課題はあると思いますが、自主防災活動の一環として、地元公民館等の施設で自主避難者受け入れに御協力いただきたいと考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海の東端地区というのは、以前から地区の人が自主避難所として集まってきております。区長さんたちも積極的に受け入れる対策をとってございまして、ですがここも裏山がすぐ迫ってきてございまして、そこがちょうど高ノ宮という避難場所へ通じる避難路にもなっております。ちょっと調べましたところ、その避難路は整備がされているということで、果たしてこれがどこまで危険な場所なのかというのも、ちょっと私もはかり知れないところもあります。

ということで、一度これも防災センターの安全面での整備同様、急傾斜対策が必要なのかどうかも含めまして、早急にまずは点検から入っていただけたらということをお願いしまして、次の質問へお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問4-4、備蓄食料の目標数が完全に配備されるのはいつを目標にしているのか。目標数量はどのように決めているのか。被災予測人数、何日分を予定しているのか。また、各自の持ち寄りをどのくらい見込んでいるのかについて、答弁させていただきます。

食料につきましては、平成32年度に目標4万6,000食を実現するよう備蓄の推進を図ってまいります。

目標数量の設定につきましては、まず平成26年5月に愛知県が公表した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の本町における避難者数約9,700人と帰宅困難者約1,800人を合計した1万1,500人を避難者数見込みと想定しております。このうち2割の避難者は家庭内備蓄食料を持参するものとして、残り9,200人分の食料を本町において備蓄することといたしました。避難初日は1人当たり1食分、2日目及び3日目は各2食分を予定し、1人当たり3日間5食分の9,200人分で合計4万6,000食を目標数量としております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

時間のほうも残り少なくなってきました、この後の質問はちょっと割愛させていただきますが、いろいろ防災についても質問させていただきました。ですが、やはり皆さんの不安を取り除くという意味で、避難所、避難路、避難場所についてもですが、安心・安全をまず確保することが一番だと思っております。その上で、避難所でどのような生活、避難生活を安心して暮らしていくためには、住民の方もやはり避難所へ行くために何を持っていくべきか、どういうところでどういう思いで集まっていたかということもあります。まずは、ハード的なもので避難所、そういったところの安全・安心を確保するために、またこの質問以外でも直接はお願いに上がりますが、ぜひそういったところで、先ほどもお願いしました防災センター、また各地区の公民館、いろんなところの安全点検、丸なのか三角なのかペケなのか、そういった判断をまた進めながら、防災運営にかかわっていただけたらと思います。これで質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

---

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時44分 〕

